

第百六十九回国参議院総務委員会会議録第十号(その一)

平成二十年四月十七日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

四月十日

辞任

植松恵美子君

補欠選任

武内 則男君

出席者は左のとおり。

委員長

高嶋 良充君

理事

加藤 敏幸君

那谷屋正義君

内藤 正光君

河合 常則君

末松 信介君

梅村 聡君

加賀谷 健君

行田 邦子君

榛葉賀津也君

武内 則男君

外山 斎君

長谷川憲正君

吉川 沙織君

磯崎 陽輔君

二之湯 智君

溝手 顕正君

吉村剛太郎君

魚住裕一郎君

弘友 和夫君

山下 芳生君

又市 征治君

国務大臣

総務大臣

増田 寛也君

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務省自治財政局長

総務省自治税務局長

財務大臣官房審議官

文部科学大臣官房文教施設企画部技術参事官

国土交通大臣官房審議官

国土交通省航空局飛行場部長

高山 達郎君

久保 信保君

河野 栄君

川北 力君

岡 誠一君

菊川 滋君

室谷 正裕君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方法人特別税等に関する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(高嶋良充君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、植松恵美子君が委員を辞任され、その補欠として武内則男君が選任されました。

○委員長(高嶋良充君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案外二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務省自治財政局長久保信保君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高嶋良充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高嶋良充君) 地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加賀谷健君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の加賀谷健でございます。与えられた時間、三十五分という大変短いというか長いというか、余り時間がございませぬので、刀直入にお聞かせをいただきたいと思ひます。

まず最初に、大臣が今委員会での所信表明をいただきました平成二十年度の地方財政計画の概要説明、この中で、引き続き生じる財源不足については、適切な補てん措置を講ずることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしておりますと述べられております。

まずお聞きしたいのは、この引き続き生じる財源不足の引き続きの意味をお聞きをしたいと思つております。何を指して引き続きという表現をされたのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(増田寛也君) お答えを申し上げます。二十年度も十九年度と同様に地方の財政計画の中で歳入歳出を見積もりますと、必要な歳出に對

しまして十分な歳入、これは通常その差額というのは交付税で埋めることになるわけでございますけれども、交付税、国、地方を通じて、今財政健全化に努力してございしますが、十分な国、地方を通じて歳入がないということでございしますので、交付税率もそのまま抑えられているところでございます。

したがいまして、この歳入と歳出の差を埋めるための交付税に對しましては、入口の段階でいろいろな各種特例交付金等の措置を講じたり、あるいは臨時財政対策債等を発行して実質的な交付税を賄つていると、こういうこともございします。

したがいまして、この状況は、前年の十九年度とも状況は変わつてございませぬので、この地方財政計画の説明の中でそうした旨を述べているものでございします。

○加賀谷健君 私は、この引き続きという言葉はまさにそういうことだろうと思ひますけれども、今この暫定税率が失効をして、歳入欠陥が現実には生じている。しかし、地方財政計画等々の数字を含めていけば、地方はまさに、後からでも質問いたしますけれども、予算をほぼ終了をして執行に入つていられるわけでありませぬかと、暫定税率部分が当面収入減になるということで、地方はその予算の執行を留保しているという状況が出てい

るわけでありませぬかと、私は、この引き続きの部分の言葉は、その使い方は別にしまして、まさに地方の中にそういう意味での歳入欠陥が生じる部分については、総務省として何らかの対応をしていくということはまさに総務省として考えていくべき問題だろうと思ふんですけれども、この辺を含めてこういう表現をされたというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 二十年度のこの地方財

政計画、これを立てました前提としては、暫定税率を含む政府予算案ですね、暫定税率を含む政府予算案と、その裏付けとなる歳入関連法案、これを私どもは国会の方に提出をしております。したがって、そうしたものの、暫定税率が継続され、なおかつ歳入も必要なものが入ってくるということをお前提として、その上でさらに地方財政計画を立てまして、そしてそこで引き続き生ずるものについて国としても責任を持つと、こういうことでございますので、今お話しした道路の関係について申し上げますと、こうした暫定税率を含む歳入関連法案などの継続あるいは成立が前提となつていると、こういうことでございます。

○加賀谷健君 まさにこれは法案の審議、地方の予算の審議が実はもう終わつていられるわけでありまして、今の日本の制度ですと、国会で何が決まつていくのか、何が決まつていかないのかという、こういう状況というのは生ずるわけですから、地方はそれによつて予算をつくつて、確認をして執行していく。

先日の大臣の答弁にもありましたけれども、実は三十六団体が事業の予算の執行を留保している、またその十一団体が道路関係事業以外で影響が及んでいるということでありまして、私も、この状態は地方財政の運営に支障を来しているということ、これを生じさせないようにするということの、言葉からいえばですね、まさに地方に対してこういう部分については面倒を見るんですよ、十九年度の補正予算の中でも、現実には財政補てん債等々を発行し、後に国がそれは元利償還をするというふうなことで、地方に赤字の公債を発行させてきた経過があるわけでありまして、まさにこの部分については責任を持つと、だからそういうことではないんだということを私は大臣としては言うべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 地方団体もいろいろ政府の予算案などについて私ども説明していますが、そういうものを見ながらいろいろ予算編成を

されるわけですが、私どもは、当然そうした政府案を作つていく上での前提となつておきます。その上で、今現在、現実的に暫定税率が失効したということで地方の方で減収になっているわけですが、そういった現在生じている減収については、これは国の責任において適切な財源措置を講ずる必要があるというふうに考えております。

いづれにしても、地方団体に対して、私もももという前提条件の下に今政府案が成り立っているのか、そしてまたそれがどういう状況にあるのか、常に連絡を密にして、そして理解を求めていくということは大事なことでございますし、適切な情報提供というのは今も行つているところでございます。そういう中で、地方団体の方からいろいろな悲鳴に近いような声が起きてきていると、こういう状況だというふうに理解しております。

○加賀谷健君 先ほど申し上げましたけれども、その三十六団体が留保しているということに対して、国として、それは勝手に地方が留保しているんだということではないのか。私はそうではないと思うんです、これはおかしい。これは国が地方財政計画で支出について、国から行くお金について、地方の歳入については保障しているわけですから、この部分については明確にちゃんと補てんをしますよ。それは何らかの方法を取るといふのはこれは政府の仕事ではないかと思うんですけれども、留保されているからということを何か売り物にしていられるように受け取れてしょうがないんですけれども、この辺に対してやっぱり私は、地方を預かる総務大臣としては明確に発言をしていくべきではないのかなと、こんなふうに思うんです。

この今の状況という、参議院が逆転をしているという状況というのはまさに国民が昨年の夏に選択をしたわけでございます、衆議院選挙が行われて政権交代が起こればこれはこういうこ

とにはならないわけでありまして、少なくともこの状況というのはあと五年間ぐらい、会計年度でいえば五回程度の会計があるわけですよ。まあまあ百歩譲つて二年後の選挙で民主党が参議院逆転したまふけてしまふということであつても、二回はこのような状況というのは起こるのではないかと思うんです。

ですから、やっぱり私は政府としてこういう問題に対して明確な態度を出すべきだと思うんですけれども、もう一度伺います。

○国務大臣(増田寛也君) 今の状況で私も地方財政計画を作つたり、それから様々な政府の予算案、地方関係の予算案を作るときに、今回のいわゆる歳入関連法案でございます、暫定税率を継続するということを前提にいろいろ積み上げてきているわけでございます、それが一番適切だと考えて作つたわけでありまして。

地方団体の方は、お話しのとおり、そういった政府案なども見て、あとの国会の状況の中で、仮にですけれども、今の状況の中で修正があるということとは多分立法府の方のいろいろな判断があるということとは分かつては必ずですから、公共団体も当然独自にいろいろそこは考えながら予算を編成しております。

その上で、今地方団体の方からいろいろ意見が出てきておりますが、私もはいずれにしても、三月の三十一日の段階で地方団体に、地方の財政運営に支障が生じないように国の責任において適切な措置は講ずると、このことはきちんとして申し上げております。そのことも地方団体に申し上げておりますが、地方団体の方のその後出てきております意見、あるいは三月三十一日の緊急声明などを御覧いただいてもお分かりのとおり、やはり分かつていられるわけですね。これだけ、例えば一年間巨額の歳入欠陥が生ずれば、それを別の方法で回復できる措置は非常に難しいとか、もう困難であるというところは地方団体も分かっているわけ、何度でも何度でも、そういうことがないように暫定税率を元に戻すようにということを地方団体

も言っているわけです。

ですから、これはもう地方団体の独自の意見としてそういうことを言っているわけ、今、そういった国の措置をきちんと地方団体の方に、国の責任で講ずるということをいろいろときちんと表明すべきということですが、それは表明してございますが、要は、地方団体をこれ以上混乱させずに安心させる方法は、地方団体の方から出てきている意見書にも表れておりますと、暫定税率を私は戻すことしか地方団体は恐らく納得をしないということだというふうに思います。

○加賀谷健君 それは結局、地方というのはそういう制度になつていないわけでしょう。十九年度だつて、国の見積りどおりの予算を作つたら結果として歳入欠陥が国にも起きているし地方にも起きているわけですよ。だからそれを法を作つて埋めてきたわけでありまして、このことはやっぱり、それは私は総務省だけでそれをやれというのは無理かもしれません。やっぱりこういう問題は国としての考え、方針を出さなければならぬと思ひますので、やはり総務省と財務省との関係で、総務省が管轄している中でやれといつてもそれは確かに無理なことは事実でありますので、財務省としてやっぱりこういう事態というのはどういふふうに思つていられるのか、併せてお聞かせください。財務省の方はどういふふうに考えますか。

○政府参考人(川北力君) 私、主税局の方から参つておまして、ちよつと今、質問の通告を承つておりませんでしたので、担当の者が来ておりません。申し訳ございません。

○加賀谷健君 通告してあると思うんですけれども。要するに、こういう予算のことになつてくると総務省だけではどうにもならない。まあ、赤字補てん債を発行させるということぐらいしか妙案は浮かばないんだと思うんですね。やはり財務省として、国の立場で、地方のこういう状況というのは起これるわけですから、何らかの対策を総務省と相談をしながらやつていくべきではないかと

いうことなんですから、それに対してどうですか。——答えられない。

じゃ、総務大臣、どうですか。そういうものは財務省と交渉する気はないんですか。

○国務大臣(増田寛也君) 要は、今現実には、お話しになっているように、四月から地方団体がいろいろ予算の執行留保をしているということがございまして、地方団体も今財政運営に大変苦勞をしているという状況があるのはこれは今の現実の状況でございます。

そして、私も、こうしたことに對して、歳入欠陥が生じているということに對して、これは国として責任を持つてそのことに對しての適切な財源措置を講ずると、こういうふうに申し上げたい。それは、財務大臣とも相談しながら具体的な内容を今後詰めていきます、地方の意見も聴きますと、こう申し上げているわけでございまして、そうした生じたこの歳入欠陥に對しては、総務省として財務省とよく相談をするということでございます。

ただ、そのときの大前提は、一刻も早くこれに對して暫定税率が元に戻るよう最大限の努力をするということとを前提としながら、しかし現実には毎日毎日積み重なっている歳入欠陥に對しては、これはもう四月の一日から今十七日まで積み上がつてきていますから、その分については国の責任で対応しますが、前提としては、そのとき申し上げているとおり、暫定税率を元に戻すということとを前提に申し上げているわけです。

地方団体も、じゃ、どういうことかといいますが、この声明でも書いてますとおり、地方団体も早く暫定税率を戻してほしい。これは、国の状況等は地方団体もよく、今財政状況はどうなっているかというのは、私も地方におりましたけど十分分かっておりますので、それだけの歳入欠陥が例えば年間出てまいりますれば、これを補てんするような措置は国としても非常に難しいということ、だから何度何度も、地方団体の方もそれを元に戻してほしいということをイの一番に

言っていると。明日も何か大会が六団体で開かれるということをおっしゃるが、そんな内容になるんではないかなというふうに思っています。まあ、まだ明日のことでございます。

ですから、そのことは与党、野党ということではなくて、地方の現実の状況がどうなっているか、そして地方団体が一体どういうことを今考えているのか。今、ちゃんとそれは四月から生じた分は元に戻しますよと、こういうことはきちんとして申し上げておりますが、そんなことでは地方団体は決して納得はしないだろうというふうに思っております。

○加賀谷健君 現実に暫定税率はもう失効しちゃっているんですよ、暫定なんですから。このことが戻るということよりも、今なくなっていくということに對する対策をつくらなければ地方はやはり生きていけないといいますが、成り立つていかなと思うんですよ。

特に、地方が予算をつくる前提というのは地方財政計画ですね。地方財政計画上からいって、その部分が、地方にとってはそれを頼りに予算をつくっているわけであります、それに歳入欠陥が生じたから面倒見ません、あなた方はそういうことで勝手にやりなさいということ、それでは地方というのは何を信頼して予算を作つてやってくるのですか。この辺については、今回はこの暫定税率という問題ですけれども、まだまだ、先ほども申し上げましたけれども、こういう状況というのはまだ五年も続くわけですよ。もしかすると、逆転すればこれはなくなるかもしれない。

そういう状況の中で、私は、地方財政計画の役割というものは、国家の財政あるいは国民経済との整合性の確保、地方団体が標準的な行政運営を確保できるように地方財源を保障しているんですよ。そして、三つ目は地方団体の財政運営の指針、これが地方財政計画の役割ですね。これがすべて吹っ飛んでしまっているというふうに思っていますけれども、これで、大臣、地方はどうやっ

て何を基準にじゃ予算を作っていくんですか。こういう国会の状況というのは続くわけですよ。お伺いします。

○国務大臣(増田寛也君) 地方財政計画が地方が予算を作るときに参考とする材料になると、私もそういう意味合いでこの地方財政計画をお示ししております。最終的には独自のそれぞれの団体の判断であります。それを、それといえますのは地方財政計画を参考にそれぞれ判断をされるだろうと。その地方財政計画は、私も国会に一番最善のものをお出しをする、こういう責務がございまして、今回も地方のその中で標準的な団体として歳入を見込むものには暫定税率がそのまま継続されるということが最善だと考えて、それを前提に地方財政計画を作っているというところでございます。

それから、あと、先ほどお話ししましたんですが、地方団体に對しての国としてのきちんとした対応を取れということでございますが、私は、申し上げたいのは、地方団体と本間に真摯にこれは立法院の方でもお話をしたいといたく機会などがあればいいなというふうに思っておりますが、地方団体も随分いろいろな国会の各党などを回つたりしているようでございまして、なぜ今回、地方団体が声明などで必ず暫定税率をそのまゝ維持してくれと言っているのかということ、是非この点もお考えいただきたい、とにかく二十年度、現実に歳入欠陥が出ている、それに対しては日一日と積み重なつてきますので、私も、何とか国の責任で対応したいというふうに思っておりますけれども、しかし地方団体はそのことだけでは恐らく理解をされない。地方財政計画がこうなっているからということでありまして、やはり大変大きな額に年間になれば上るわけでございまして、地方団体が、暫定税率を失効させたままでは他の方策といつても、地方団体はそのことに對して納得することは恐らくないであろうというふうに思います。

○加賀谷健君 地方財政計画というのは、じゃ大

臣、その金額を保障するのは私義務だと思ふんだけど、それは地方が参考にするだけなんですか、今の答弁だと。そうじゃないでしょう。地方財政計画を基に地方は予算組んでいるんですよ。だから、参考ではないんですよ、これは。ですから、私は義務があると思ふんですよ。これは是非、そのところをはつきりしていただきたい。さつき地方の首長が言つてきていると言いますけれども、ある新聞のアンケート調査で辞めた首長さんに聞いたら、しようがないから言っているんだと、そういう方がたくさん出ているじゃないですか。これは何らかのそういう画策があつた疑われても仕方がないと思ふんですよけれども、やはり地方には、このことはどんなことがあつても財務省等含めて補てんをするということを約束をしていただきたいんですよ。

○国務大臣(増田寛也君) 地方財政計画自身は、毎年度の地方団体の予算編成をしていく上で大変重要な役割を果たしておりますが、そして多くの団体もそういったものを十分に参考にしながらやっておりますが、この制度的な意味合いといえますのは、地方財政計画が自治体の予算編成権を縛るものでは決してありません、予算編成権は地方自治体が自主的に持つておりますので、あくまでもこれは地方団体が参考にする計画という性格のものでございます。これは、従来の自治省時代からずっと、総務省になりましたが、私も繰り返して申し上げているものでございます。地方財政計画には三つの性格がございまして、それにしても、それは自治体が予算編成するときの参考にするもので、それを参考にしつつ自主的に予算編成権を行使して自治体が予算編成をする、こういうものでございます。

○加賀谷健君 何かから明かさないでくれども、やはりそれは地方というのは本場に予算を組めない、こんなふうに思いますんで、是非とも検討していただきたいと思ひます。ちよつと時間がないんで。

あと、次に、地方法人特別税等に関する暫定措

置法案について前置きは抜きにしてお話を聞きたいと思うんですけれども、昨年の十二月に、石原都知事と言わば手打ちをしたと、こういう新聞記事があります。この中に、東京都の言っている中で、羽田空港と環状道路などの整備をする場を設けるという妥協案がなされたというふう聞いておりますけれども、まさに手打ちという、こういうことが行われたわけでございます。

石原知事はその中で、選挙で負けたツケを都に回して三千億円ふんだくるのは強盗と同じだと、しかし泣く子と地頭と政府には勝てないとは彼は言っている、結果的に三千億なくなるその見返り措置に、言葉では、逆手を取って条件を付けるのが政治だと、こんなふうに評価をしているというふうな記事に出ております。

その中で、東京都が言っている見返りのインフラ整備の中に、実は羽田空港の国際空港化の一層の推進ということが書かれているわけでありましてね。この国際線の発着枠の拡大と就航距離、今就航距離には制限があつて国際線といつても近距離しか飛んでないわけですから、このものについて変更をさも認めていくような形になつていくのではないかとこのように思ふんです。

このことが行われるということは、私の出身であります千葉県にとつては大変大きな影響があるわけですよ。何度も何度も私も県議会の中で議論をしてきた。このことは、成田空港を造り、成田空港がどういう運営をされるかという条件の中ですみ分けをしたはずなんです。そのことを無視して、東京都と国土交通省等々協議が行われるということに大変千葉県としては不安を持っているんです。まさに騒音は全部千葉県サイドに来る。今回の羽田の拡張に当たつて千葉県はかなり協力をしているはずですよ。一番大事な山砂もほとんどすべて千葉県から出ている。さらには、大津な漁業補償の問題も、千葉県が関与して、千葉県と漁協との間に入って解決をしているわけでありまして、こういう問題について国土交通省の少し考えをお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(室谷正裕君) お答えをいたします。

羽田空港の国際化の一層の推進につきまして、委員御指摘のとおり、国と東京都の実務者協議会における検討事項とされているところであります。具体的には、同協議会の下に国、東京都、それからただいま御指摘のありましたお地元千葉県、そして神奈川県を構成メンバーといたしまして羽田空港の国際化に関する国と都それから関係の実務者分科会を設置して検討をするとしていただいております。

お尋ねの羽田空港の国際化に関する基本的な見解いかんということではありますが、端的に申し上げますと、羽田空港につきましては国内線の基幹空港と、成田空港につきましては国際線の基幹空港と、こういう基本的な考え方を持っております。こういった考え方、また昨年五月にはアジア・ゲートウェイ構想が取りまとめられておりますけれども、そのときに示された考え方を踏まえまして、再拡張事業によつて拡大をいたします羽田空港の発着能力につきまして将来の国内航空需要に対応した発着枠を確保しつつ、成田空港の国際空港機能を補完するものとして、羽田空港につきましては、供用開始時に年三万回の近距離国際旅客定期便を就航させるということを考えているものでございます。

○加賀谷健君 そのとおりですけれども、ただ、だから、東京都との関係で、総理大臣がどういふふうに約束しているのか分かりませんが、そんな軽々に分かつた、羽田の国際空港あるいは就航距離の延長について認めていくというようなことについては、国土交通省としても何ども千葉県とも話し合つておられると思ひますけれども、より以上に緊密な連携を取つて、そういうことのないように配慮を是非お願いをしておきたいと思ひます。

くというのは、やはり無理があるのではないかと思ふんです。それは、総務省の管轄でいえば、その法人二税をいじることによつて財務省の財源に手を付けられないことと、簡単にできるといいますか、そういう形で行われたのだからと思ふんですけれども、どうも私は、その税の在り方そのものがこういうことではないのではないかと、こういう小手先だけではまずいんじゃないかと思ふんです。

どうかその辺を、財務省とどのような協議をしたのか、双方からお話をお聞かせ願えればと思ふんですけれども。

○政府参考人(河野栄君) お答えをいたします。今回の偏在是正措置を講ずるに当たりまして、総務省といたしましては、基本的には、偏在性が小さく、また税収が安定した地方消費税と偏在性が大きくて景気の変動に左右されやすい法人二税を交換する、こういった税体系全体の中では正を図つていくという考え方を基本に検討を行つたところでございます。そういう形で諮問会議等でも大臣から提案をいただいているところでございます。

また、財務省からは、同様に諮問会議等におきまして、これらの偏在是正については地方団体間の水平的な調整で対応すべきであると、こういう提案がされ、地方法人二税の配分の見直し効果的ではないか、あるいは地方消費税を含めた消費税の在り方は抜本的な税制改革の中で総合的に検討すべきではないかと、こういう提案もいただいていたところでございます。

十二月に至りまして具体的に平成二十年度の税制改正の議論が進められていたわけでもございまして、その中で税体系の抜本改革、抜本的改革はこれは今後の課題ということになつていっていただいております。

で最終的には、地方消費税の充実を基本にして税収が安定的で偏在性の小さい地方税体系を構築するという地方税改革の基本方針、これを明確にした上で消費税と法人事業税との間で税源交換を行つた場合とほぼ同等の偏在是正効果が生じます今回の暫定措置を講ずることとしたわけでございます。

今回の暫定措置を講ずるに当たりましては、先ほど申し上げましたような地方税改革に関する基本的な考え方、これは一月十一日に閣議決定もしておりますので、そうした方向を政府として明らかにしているところでございます。

○政府参考人(川北力君) お答え申し上げます。諮問会議等の場で財務大臣から意見表明がございまして、その内容につきましては今総務省からも御答弁がございましたけれども、若干補足させていただきますと、偏在の最大要因である地方法人二税の配分の見直しは最も効果的であること、地方消費税を含めた消費税の在り方については、国、地方の財政状況や消費税の使途等を踏まえ抜本的な税制改革の中で総合的に検討すべきこと、国の法人税と地方法人二税の間では課税標準等に相当な違いがありますので、地方法人二税から法人税へ税源移譲を行つた場合、個々の納税者の税負担を相当変動することが不可避であること等の意見表明がなされております。

そうした議論の末、検討を行いました結果、先ほど来御答弁ありましたような税制改正案を取りまとめたところでございます。

○加賀谷健君 ですけど、私はやっぱりこれは当初言われていた総務省の案というふうな聞いておりますけれども、やっぱり税源交換、消費税を含めたそういうことにして地方が安定するような形に検討していく、まあ暫定ですから、是非ともそういうことにしたいと思ひます。国税への手の入れ方、是非お願いをしたいと思ひます。

特に、ふるさと納税という話を、結局、地方税の中でやりくりしているだけなんです。私は、やっぱり所得税を減税をすべきだと思ふんです。

よ。でない、あるふるざとにお金が行つてしまふ。取られた方は大変なんです。何か新聞によると、寄附してくれたら牛肉を渡すなんという、送りますよなんという、そういうことが行われていっているのは、ふるさと納税という言葉の意味からしてもやはりおかしいのではないか。やはり私は、所得税からの控除ということも含めて、もつとつと所得税、国税の方へ入っていくような、総務省だけでやることを小手先だけでやっていると、幾らやってもこれは駄目なんだ。実際にはその五兆一千億の交付税が削減されていったものが地方に大きな影響を与えているわけでありまして、是非ともそういうことを含めて検討していただくことをお願いをして、私の、時間ですのて終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○末松信介君 おはようございます。自民党の末松信介です。二十分間でございます。大きな質問をいたしたいと思います。

今日の財政を語るときに、三位一体という言葉が常に使われます。そのときに、小泉元総理の名前が必ず上がつてくるわけでありまして。

総理が、小泉元総理がさつそうと登場されたのが二〇〇一年である。一九九五年に総裁選に出たときには八十七票と。九八年に出たときには、三票減らして八十四票と。二〇〇一年には、何と二百九十八票で、橋本元総理に百五十五票、大差を付けて勝利をしたということでありまして。

一度、二之湯政務官なんかと一緒に総理と話をする機会が一年の年末あったんですね。そのときに、なぜ総理はそんなに強いんですかと言ったら、おれは強いと思つたことはない、やらなければならぬことをやってきたという、非常に立派な話をされたんです。

私、七年前に、神戸に、まあ疑似首相公選的な選挙だったんですけれども、行われたときに、演説された話の中で二つのことが大変印象的なんですけれども、一つは、改革なくして成長なしということの一つ言われたんです。もう一つ大事なこ

とを言っておられました。必要な負担は国民にお願いするということを言っていたんです。確かにそういう点では、総理、今日までの改革の中ではいろいろと国民に痛みを感じるものもあつたのかなというのを思ふわけなんですけれども、一番私は、小泉内閣、この五年半の政権の中で、東京一極集中が加速されたということが大変残念であるというのを思つていていましてあります。総理にその話をしましたら、歴史のとらえ方が違いますよね、総理は戦後と今日までという感覚でとらえると。我々はやはりここ二十年、三十年という単位でとらえるということで、政治家も時代の幅の取り方で政策や考え方というのは違つてくるんだなというのを痛感を感じたわけなんです。

ただ、小泉元総理は、絶対やらなきゃならないことは、格差是正の装置というものは必要であるというところは強く言われました。今回、地方法人特別税というのは、私は、そういう面で格差の是正をするものであろうかというように認識をいたしております。

ここで検証したいことなんですけれども、地域間格差のことにつきまして、簡単に分野別でちよつとお話を聞いていただきたいと思います。人口であります。

人口は、ぜんだつての新聞に出ておりましてけれども、東京都民が全国の十人に一人になつたというところであります。東京、神奈川、埼玉、千葉は、この東京圏、一都三県でつくる東京圏で三千四百八十二万人、全国の人口の二七・三％を占めていましてあります。東京都も、最近の五年間で四・二％人口が増えたと。神奈川県でも三・六％ずつと増えているわけなんです。秋田県は逆に三・九％減つた、和歌山県は三・二％減つたというところで、地方の減少が目立っている。

二つ目の給与所得、これは国税庁の国税庁統計年報書によりますと、平成八年と平成十三年とを比較すれば全国の都道府県では給与所得は減少いたしました。しかし、平成十三年と平成十八年と

を比較すれば全国的に給与が増加している。東京都は、何とこれは突出して二〇％増加をしているわけなんです。栃木、埼玉、神奈川、静岡、愛知も増加しています。一方で、北海道、青森、大臣のおられた岩手県は減つておるんですよ。秋田も減つている、山形も減つているという、こういう状況です。

利子・配当所得についてお話を申し上げますと、平成八年と平成十八年の利子所得と配当所得の変化を見ますと、利子所得と配当所得の合計では二・六兆円から二・八兆円、七・五％確かに増えていまして、この十年間で。そのうち、利子所得と配当所得の内訳では、その比率が平成八年では二対一だったんです。利子所得が二、配当所得が一だったんです。それが、平成十八年には利子所得が一、配当所得が五、一対五になつておると。平成十八年には配当所得が圧倒しているわけなんです。

これはどういうことかといいましたら、結局、金融あるいは証券改革というものがもう東京一極に集中をして恩恵を与えたと。都道府県別に見ますと、東京都の全国シェアが三七・三％から六八・五％に上がつていまして、こういう数字が出ております。

それと、事業者数と従業者数を見ますと、平成十三年と平成十八年の比較では、事業者数は、全国の都道府県は事業者数が全体的に減つておると、とりわけ大阪、京都、四国四県は大幅に減少しているんです。しかし、従業者数では全国の減少が続く中で埼玉県と東京都と愛知県と沖縄県だけは増加をしているという傾向がございます。

そして、最後に法人所得でありますけれども、これは法人二税の地域間の偏在が問題になつているわけなんですけれども、最近の十年間を見ますと、東京都の全国シェアは平成八年四二％から平成十三年四四・五％、平成十八年には四七・一％に達しております。大阪は平成八年が一・二、平成十八年が一・八％と横ばいなんです。そして、愛知県は平成八年六・九％だったのが平成十八年

六・九から九・三になつて大阪に迫つていっているのが今の日本の実態なんです。

私はそういう点で、今地域再生法であるとか地域力再生機構であるとか、地域、地方という言葉がもうあふれ返つていまして、この実態というものを総務大臣はどのようにとらえておられるのかということ、問題点をどう考えておられるのかということにつきましてお尋ねをいたします。

○国務大臣(増田寛也君) お答え申し上げますが、今いろいろ委員の方から分析結果に基づく数字がございましたので、私も法人二税の税収が、全体としては近年急速に回復しましたけれども、その内容を分析いたしますと、まさに今お話ございましたとおり、大都市にというよりも東京に集中をしている、極めて集中をしている、それがまた近年更に加速化されつつあるような状況になつていまして。企業を始めとした経済活動全体を我が国全体として見ますと、そのことがまた翻つて各種の地域間の格差を生ずる原因になつてきていると、こういうふうに分析をしております。

そして、このために今政府として取るべき喫緊の課題というのが、産業の振興により地方の経済活動を活性化させるということがしたがつて政策の急務の目標になりますし、そのために今回、地方税の偏在は正などもその一助としての意味合いも持つていったわけでございますが、いづれにしても、数字は私の方でもうあえて繰り返して申し上げませんけれども、経済活動、我が国全体の経済活動が大都市というよりも東京に一極集中していると、これが今日、我々として早急に対応していかなければならぬ格差の問題の主要なターゲットになつていまして、相手方になつていまして、こういうふうにご考慮をしております。

○末松信介君 大臣のおっしゃるとおりでありまして、富が更に富を吸い込んでいくという状況が続いていまして、平成の一けた台に兵庫県でも本

社が東京へ大幅に移ったんですね。

今日、委員の先生方の資料にお渡しをいたしてありますけれども、企業が東京に本社を移転した際に得られるメリット、デメリットを書いているんですけども、なぜ東京に移転しているのかといったら、業界・他社情報得やすいということが、百社のうち四十七社がそう答えている。次は、市場・顧客情報が得やすいということ。四三%、四十三社が百社に対して答えている。全国各地への交通アクセスが良いが三十九社。関係官庁との接触、情報入手に便利ということが三八%なんです。

私の知り合いのエスケー食品という、ロイヤルホストさんなんかエビフライを売る会社があるんですけど、その社長さんは、ロイヤルホストは福岡だから福岡へ出張に行かれるんですかと言ったら、福岡は行かない。おれが行っているのは、養殖して輸入するインドネシアと東京だけの三角形だけだ。神戸市内も回らない。なぜかといったら、材料調達部というのは、本社は福岡にあっても材料調達部の決裁権は東京に置いてあるんだということ。だから東京に行くんだということなんです。そういうことでありますから、神戸で接待をしてお金を使うということもなくなってしまうという実態がいつばあるわけなんです。

例えば、雪印乳業を例に取りましたら、雪印乳業はこう書いてあるんですね。雪印乳業は戦前に札幌で創業しましたが、高度成長とともに全国展開を進め、本社機能を一九五八年から一九六六年までに段階的に東京に移転しました。全国展開に伴う外部資金調達に際して、金融機関、証券会社との対面接触による高度な専門情報の交換が欠かせなかったことが財務部門の東京への移動につながったと指摘していますということが文献として残っているんですね。

こういうことでありますから、やっぱり抜本的に考えていかなきゃならないということ。首都機能移転という法律がありましたけれども、あの法

律が一体どうなつてしまつたんだろうかということが自民党の部会で時々出るんですよ。急に、忘れたときにきゅつとだれかが言い出すんですよ、どないなつたんだと。やはり、これはもう税を少し中でいじつてどうこうするという問題じゃなくて、根本的に地方を知つておられる総務大臣がその先頭に立つていただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

それで、次の質問なんですけれども、地方法人特別税というのを二兆六千億創設をされたわけでありまして、私申し上げたいのは、その中で、譲与税として地方に再配分することによって四千万を都市部から地方部に移すということでありまして、この四千万については、地方再生枠ということと書いてあるんですけども、本委員会でも盛んに主張されているということは、これと野党共通していることは、五兆一千億の地方交付税の復元をしてほしいということは大体共通した意見だと私は思っているんですよ。そうして考えたら、この四千万というのは大きな額なのか小さな額なのか、私は分からないんですよ。

ふるさと創生一億円というのがありました。私の淡路島の淡路市、旧津名町で、あの一億円をどう使うかということで、金塊に変えてそれを展示して、観光客を呼び込むことにしたんですよ。その意味がどういう意味でやったかということとは私は分かりません。しかしながら、いろんな工夫をしたということで、あのふるさと創生一億円というのは功罪あつたのかなという気はするんですけども、四千万円というようなお金というのは大きな意味があるのかないのかということ、ただ、メッセージを発信する上では私は大きな意味があると思うんですけども、ダイナミズムに多少欠けるんじゃないかという不安を持っています。

そこで、総合的な戦略的プランに基づいてこれを実行していかなくちゃいけないと思うんですけども、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(増田寛也君) まず、この四千万億の認識であります。今委員からもお話がございました。三位一体改革によって行われました交付税の抑制規模、その規模と比べると、今回のこの措置が十分でないという意見があると、このことは私も十分に認識をしておりますし、またその対応に十分でないという意見に耳を傾けて今後について考えております。

そういうことを前提にしつつ申し上げておりますのは、今までもう四年、五年にわたつて交付税あるいは交付税を含む一般財源総額はずつと削減傾向にあった。そして、そのことに伴つて、地方も大変厳しい様々な行革を始めとする削減措置を行つてこなければならなかった。そうしたことに對して、今回、百八十八度方向を変えて、地方の実態にきちんと真つ正面から目を向けて、そうしたものに自主的な、あるいは創造的な、主体的な活性化施策に必要な財源を今回措置をしますということをお願いして、予算でそれを規模の問題はございまして実現をさせたという、その方向を百八十八度変えたということが政府の今後に向けての意思表示であつて、ある種、地方の不安や閉塞感を除去することにもつながるんじゃないかと、こう思つたわけでございます。

したがしまして、今申し上げましたようないろいろな声というものは、御意見、それには謙虚に耳を傾けて、その上で今後の地方財政あるいは財源の充実確保というものに当たつていきたいというふうに考えております。

○末松信介君 大臣、大いに期待をいたしております。与党ですからさくさくは全くありません。是非検証しながら進めていっていただきたいということ、それと、この交付税の復元ということについては、ひとつ原点に立つて考えていただきたいと私は思います。

もう五十六分までなので、法人事業税のことに ついてちよつとお伺いしたいんですけども、法人事業税は法人が行う事業そのものに課せられる

税でありまして、法人がその事業を行うに当たつての各種の行政サービスの提供を受けることを考慮して必要な経費を分担するという趣旨のものであります。今、細かなことはちよつと省略しますけれども、法人の事業所数が二つ以上の地方団体にある場合には分割基準を、二分の一を事業所数で、残りの二分の一を従業員数で案分することになつていくわけでありまして。

私、常々思っていることは、法人の事業活動がすべてその所在地の地方法人で完結しているならば、この分割基準というのは当たらずとも遠からずだと思つてます。実際には、法人所得というものを生み出している商品の原材料という、この仕入先というのはいろんなところから仕入れているわけですね。同時に、商品売りさばっていくのも、これはもういろんな県境を越えて全国的に売つていくということになってきますから、ある意味では、こういった事業活動というのは全国各地の行政サービスの恩恵を受けて成り立つているわけでありまして、ここに税の偏在感の根源があるんじゃないかなということを思うわけなんです。

資料がここに、二枚目、お作りしているわけなんですけれども、お渡ししているんですけども、これを見ていただいて分かりますように、私は、地方税収の偏在度を比較したものでありますけれども、地方消費税や人口に比べて法人二税の偏在が際立っているわけなんです。私も、ある面では地方消費税、商品税を、東京一三・六、商品を作る、県内総生産、一七・六東京というのと数字が、この法人二税というのはある程度並んでございとおかしいと思うんです。さつきの本社が東京に移つていくとかいろいろな問題はありますが、そういう点で、大臣がこれをどう考えておられるかということをお尋ねしたい。偏在がどの程度解決をされれば抜本的な税制改革となつたと、偏在がなくなつたということになるのかということ、このことをお尋ね申し上げて、残念ながら

最後の質問にしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) 今、法人事業税の分割基準の話がございましたが、要は、委員からお話ございましたとおり、最近の企業活動の形態が以前とは大分変わってきている、IT化とかアウトソーシングが大分行われたりと。この法人事業税の分割基準の在り方は、私は、そういった企業の活動実態が大分変化をきていて、これを十分に踏まえた、実態に合った基準というものを設けていくということに尽きるんだろうというふうに思います。

そして、偏在の関係であります、これなかなか、数字でどの程度になればいいのかということも申し上げたいところがありますが、ある程度の税の偏在自身が、税でございますし、経済力に違いがあるので、これは生ずるのはやむを得ないと思っております。しかし法人二税についてはかなり偏在度が高いということはもうおっしゃるとおりでございます、これは六倍ということでございます。

今、ここにございますとおり、地方税の計でまた、地方税収の全体で見ますと、最大最小の差というのが今三・一倍という平均、そういうことになってございます。それで、県内総生産の最大最小の比率でございます、こちらの方は二・九倍ということで、大体地方税収全体でとらえますと、県内の総生産のこの比率と大体同程度だと。

ただ、それを今見ますと、その中で偏在度が非常に大きな地方法人二税というものの、あるいはとりわけ法人事業税というものがやはり問題になるんだろうと思うので、今回、税金がきちんとしての実現はできませんでしたが、それを地方消費税、これは偏在が大変少なく一・九倍程度でございます、こちらに置き換えるということによって地方税としての本質をきちんと実現できるのではないかと、こう思ったわけでございます。

したがって、個々の税目ごとに何倍程度だったかというのとはなかなかお示しはしづら

らいでございますが、税収全体として、今地方税収全体は県内総生産のこの比率には大体合っているんで、その中で見て、やはり今後、地方消費税のウェイトを高めていくということが、全体としての偏在性を是正するのに極めて有効でございますので、これが今回、税制改正の方向にきちんとして入りましたけれども、その方向に沿って今後実現していくということがそういう意味からも大変重要だと、その実現に全力を挙げて取り組んでいきたい、こういうふうに考えます。

○末松信介君 時間がなくなりました。

地方税収の安定を図る観点から、消費税とこの地方法人課税との交換の話なんかをちよとしたかったんですけども、以上で質問を終わります。

ありがとうございます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

この地方税の三法でございますが、四月八日の日にこの場で質問をさせていただきました。あれから約十日ぐらいたつたわけでございますが、四月一日にいわゆる暫定税率失効して、その際にも、一週間以上前でございますが、影響についてお聞きをいたしました。大臣、いつも、昨日の参議院本会議での御答弁でも、四月一日現在の各県の実況とか、すべて四月一日現在に実はなっているわけでございます。

ただ、マスコミ等もいろいろなことを言っておりまして、例えば一部御紹介しますと、給油所の支援遅れる、これは総務省のお話でございますけれども、三月三十一日にこの新しい制度を創設して、翌日からということはまだ難しいと思っております。一生懸命取り組んでもらいたいと思っております。

各県あるいは自治体に対して、道路以外の事業予算についても執行の留保をする自治体が増えてきているというようにございまして、新聞記事によれば、例えば三重県ならば、教育や福祉、商工業対策などすべての予算で一律一〇から

二〇%の執行を留保した。あるいは福岡県では、県内に住む独り暮らしの高齢者から十四万五千人を対象とした戸別訪問事業や多重債務者に対する相談窓口の開設を予定していたけれども、これを実施していない。宮城県は、道路整備のほか、教育、福祉を含む行政経費について一部の執行を留保した。面白いというかわ変わっているというの、高知県の、国の直轄事業の停止があるもの、ですから、高知県埋蔵文化センター、これ暫定税率失効によって急遽中止になった。この埋蔵文化センターが雇用した作業員二十一人を解雇したところ、事前告知のない解雇として労働基準法に抵触する問題に発展したといった、いろんなところに影響があるようでございます。

また、先般、京都府、また綾部市に視察に行かせていただいたところでございますが、京都府の方からも、この暫定税率失効によって一日一千七百万、歳入が減っているんだと。国の分まで含めると三千八百万、一日、それだけ。じゃ三日で一億を超えるのかというような大変な金額になってきているんじゃないかと思っております。

総務省は各自治体のこの状況について把握はしておられると思っておりますけれども、今まで考えられなかったような事態でございますので、しっかりと把握をしていただきたいと思います。これは国の責任において支障のないようにということがございました。

この間も聞いたんですが、あのときは久保局長は種々考えておられますが、というようにお話をあつたわけでございますが、じゃ具体的にどういうふうに、影響額を確定の上でどういう手段、方途によって国の責任においてという責務を果たされるのか。それは地方債なのか、あるいは交付税の特例加算なのか、あるいは特例交付金なのか、いろんな手段が考え得るであろうと思っております。

が、今現時点、失効して約半月が経ちました。どのようにお考えになっているのか、影響とその対処策、お考えをお示ししたいと思っております。

○国務大臣(増田寛也君) まず、影響の関係でござ

いですが、前回御答弁申し上げたのは、確かに委員お話しのとおり、四月一日現在、四月一日現在で四十七都道府県のうち三十六道府県が何らかの事業の執行を留保しているという状況でございました。

その後、私どもの方でその調査のフォローアップを行いました。今週の火曜日現在、四月十五日現在の状況について、いまだ各都道府県の方に調査のフォローアップを行ったわけでございますが、結果としてその状況に変化は特になんてありません。三十六道府県が同じように執行を留保していると、こういうことでございまして、内容等についてはその後に変化がございません。

ただ、今委員の方からお話ございましたとおり、例えば宮城県の例がございましたが、宮城県も前回よりは具体的に、今週月曜日に私ども宮城県の発表を入手してございますが、今週の月曜日に宮城県としても発表されたようでございますけれども、その執行を当面留保する事業の内訳といましようか、道路あるいは普通建設事業以外のもの、でございますけれども、こういったものについて四月分は執行を留保しますということ、県立高校の小規模修繕事業ですとか木造住宅の震災対策事業ですとか、あるいはみやぎ出前講座といったようなもの、これも当面執行を留保しますといったものを発表しているようでございますが、各県の方で、そのほかの、宮城以外の県においても具体的に当面執行を留保するものの対象をいろいろお考えになって、そして発表しているようでございます。

そこで、これに対する対応ということでお尋ねがございましたが、この関係については今の段階で、国の責任において四月一日から生じた税収の不足分に対して適切な財源措置を講ずる、こういうふうに申し上げているわけでございますが、これは御案内のとおり、失効による影響額、それから国交省の方の補助・直轄事業の取扱額等、これも国交省の方の今このところ検討中というところで、まだ対応が明らかになっていない。

どの程度の期間になるかということによつても、やつぱりこれは私どもその影響を計り知れないところがございます。やはり申し上げるときはきちんとした責任ある形で申し上げなければいけないわけですが、そういった意味では影響額等が今分らない段階でございますので、どうしてもそれ以上のことまで具体的に申し上げる材料がないと。財務省ともよく今後相談をしましょうということになっておりますし、それから地方団体の方からも我々の意見を十分にその際には聞いてくれと、こういう強い申入れがありますので、その覚悟でございますけれども、具体的な対策については、いずれにしても国として何らかの形で責任ある対応をしますということを、まだ今の段階でもそれ以上のことを申し上げられないのは大変心苦しいんですが、そういう段階でございますまして、今後更にまた中でもよく検討していきたいと考えております。

○魚住裕一郎君 一日三千八百万とか、あるいはOA機器の更新をちよつと待っているとか、いろんな対応もあるみたいで、何か悲鳴が聞こえてきそうな感じがするものですか、是非しっかりと対応策をお願いしたいと思います。

先ほどもお話し申し上げました、今週月曜日に高嶋委員長の御配慮で京都府、また綾部の方に行かせていただいたところでございますが、綾部、いわゆる限界集落、講学上ですね、水源の里と言っておりますし、また私たちの我が党では過疎集落という表現をしているところでございます。

私も参議院選挙で、比例区でございますのでいろいろなところを飛び回っておりますと、本当に耕作放棄地とかあるいは廃屋になったところいっぱいあったりして、当然人が住んでいないからそこは通過するだけでございますけれども、やはり荒れてきているな、あるいは本当に今までの緑豊かな日本という景観が変わってきているなと、そういうような思いをするわけです。

今回、地方対策費でありますとか、あるいはこれ内閣府でございますけれども、元気再生事業と

いろいろな形で取り組んでいるわけでございますが、我が党、昨年の十一月、十二月に、実は地方議会の人たちにもお願いをして、全国のいわゆる集落にアンケート調査、面接調査いたしましてかなりの数の回答を得て、その上で分析をして内閣あるいは官房長官のところに持ち出したことがございます。今年の二月でございますが、いわゆる過疎集落対策に関する申入れというのをさせていただいたところでございます。

もちろん、これは総務省プロパーの問題ではないのかもしれませんが、ちよつと一部紹介をさせてもらいますと、自然と人が共生してきた過疎地域の集落が大量に消滅することは、自然環境、国土の保全、防災、防犯、伝統文化の保護、ふるさと、コミュニティの存続などの観点から、国として全力を挙げて阻止すべきであり、国土形成広域地方計画において過疎集落指定の在り方や消滅防止対策を明記するとともに、これに基づく事業の予算化を図ること。飛んで、高齢化率の高い過疎集落を対象に共同体の存続、維持の目的に特化した地域独自の施策の実施が可能となる、例えば集落維持交付金制度などの創設を検討すべきではないか。もう一点だけ、農林水産業、特に小規模農業は森林の荒廃や若者の流出、空き家の増加、耕作地の放棄などの過疎対策として多面的機能を活用することが持続的かつ効果的であることから、産業施策としてではなく、集落維持及び地域自立のための公的施策として採用すべきであり、中山間地域直接支払制度などの所得補償を拡充すること、こういうことを提言をさせていただきました。

先般、今まで見てきたところ、あるいは先般綾部の集落等を見て、やつぱり同じことを言っているなというふうな思ったところでございますが、今ちよつと御紹介した点含めて、総務大臣の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) お答え申し上げますが、先ほど委員の方からお話ございました公明党さんの提言でございますけれども、あそこに書か

れている現状認識、問題意識というのは私も大変共通だなというふうな思っております。

ああいった、限界という言葉が決していい言葉ではございませんけれども、俗に言う限界集落とよく言われておりますあいつ集落、過疎集落というのは、やはり防災保全機能とか、単にその地域のコミュニティだけではなくて、非常に国土全体にとつても大きな機能を果たしているわけでありまして、やはりこれはきちんと維持、保全をできるような政策を国としても取つていかなければならないと。そのための対応策として、いろいろ御提言のような交付金などを手当てをするというように大胆な発想の政策もあろうかと思ひます。

私も、昨年、大変限られた時間の中で地方再生戦略というのをまとめましたけれども、あの中に今御紹介いただきました地方の元気再生事業入っておりますが、例えばあいつた事業、あれが呼び水、先導的な事業ですが、それにつながら、例えば農林水産省さん、あるいは国土交通省さんの事業などで様々な制度を調べますとあつて、その中には、そういった地域に交付金的にいろいろと使えるような事業等もあるようでございますので、今後、今年度に替わりまして地方の元気再生事業の予算の執行、あるいはそれに続く、つながる各省の様々な施策があつて、どういふものが綾部のようなあいつた地域に妥当するのかがといったことをよく当該の市町村の皆さん方とお話合ひをして、そして各省の方にもよく紹介をし、その事業の実施も含めて政府全体としては対応していきたいと。

やはり、その地域は必ず守つていかなければならない地域、岩手もそういう地域が大変多うございましてけれども、必ず何らかの意味で国土全体として意味のある地域で守つていかなければならないところ多いと思つておりますので、その地域を個々具体的にどういう形でやつていくのかは地域地域にいろいろ対応違ふと思ひますが、何とか

その意味で知恵を出していきたいと、こういうふうな考えております。

○魚住裕一郎君 その綾部の四方市長、言つておられましたけれども、今まで消滅していく集落、見て見ぬふりをしていたら、自分の県会議員とか、そんなことをおつしやつておりましたし、私たちが実感として人口どんどん減つていく、なくなつていく、立ちすくむような思いであるわけでございますが、お話しされていた中で、水源の里という表現でございますが、集落維持というのか、それは共同体があること、あるいはリーダーがいる、あるいは特産品がある、別に特産品といつてもすごいわけでもなくて、フキがあるとかサンショウが取れるとかそんなことを言つておりましたけれども、あと交流、都市との交流、この四つがあれば何とか維持できていけるんじゃないかなと、そういう言い方されていました。私はすばらしい視点だなと思つたんですが、やはりこの過疎集落対策あるいは地方の再生とか考えた場合、人だなと思うんですね。この場で今紹介したのは市長ということでございますけれども、やはり行政マン含めて、あるいは人材、人的パワーといひますか、それをどう充実させていくか、それが一番大事だということに思つております。

これから地方分権論議が種々展開されていくと思ひますけれども、やはり各地域に地域再生、この地域の、この担当している地域を本当に元気を戻したいという、そういう公務員という人がどんどん活躍できるような体制をつくつていくのが一番大事かと思ひますが、大臣の御所見いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 地域の問題を解決していく上で、その地域地域に人を得るというのがやはり最後、私も決め手であるような気がいたします。能力があつて、そして地域の様々な人が暮らしている中で、人望を得て事業を確実に大胆に実行していくような、そういう求心力のあるような人がいるということが大変有効でございますし、また、そのために、そういった人材をにわか

なかなかつくり出すというのも大変でござい
ますが、常日ごろからそういった人材を少しでも多く
育てていくという、そういう長期的視点に立つ
て人材育成などを幅広くやっていくことも大変大
事だと。首長さん、これは選挙で首長さん、それ
から議員の人たちの中でもそういう資質向上のた
めの様々な、最近ではセミナーですとかそれからシ
ンポジウムですとか、総務省の方でも実施してお
ります。こういった総務省の関係しております市
町村アカデミーなどの研修などもござい
ますが、そういったものも常日ごろから実施をしていくとい
うことも役に立つんだらうというふうに思いま
す。その辺りは選挙で選ばれるということもござ
います。

あと自治体の職員の資質向上も大変大事、それ
から場合によっては民間の地域のまとめ役のよう
な人に対して様々な事例等を御紹介するような場
も大事だと思ひますし、どうしても外部の専門家
の知識を得たいというときは、一時的にあるいは
時々来てもらつて、そういう本場のプロの人たち
を、そういう地域で声を聞くというのも大事なこ
とと思ひます。

この人材という観点では、それを、資質を向上
させていくやり方というのは多岐にわたると思ひ
ますが、これから特に分権の時代にあつて、一層
従来にも増してこの人材を育てていくというこ
の意味合いは大事になると思ひますので、そのた
めの役割、国としての役割あるいは総務省として
の役割は今後ますます重要でございまして、私
どもそのための役割をきちんと果たしていき
たいというふうに考えます。

○魚住裕一郎君 時間がなくなつてきましたけ
れども。

いろいろアイデアがどんどん行政あるいは政
治に生かしていくというのは非常に大事だと思
つておりますが、余りアイデア過ぎて、いろん
な施策をやつて、後は破綻したよというんじや、
ちよつとそれは厳しいな。あの夕張もいろいろ過
疎対策とか一生懸命やつておいでになつて、だけ

ど厳しい状況になつた。やつぱりあのとき出てき
たのは、例えば議会は何かやつていたんだという話
が多分出てくるし、監査役とかつてどうなつてい
るんだ。

地方分権になればなるほど当然自己責任とい
う形になるわけですが、地方自治体におけ
る行政監視、また監査機能の充実強化について御
所見をいただきたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) この監査機能を一層強
化するということは、地方自治を進めていく上で
今後ますます重要になると。

今、第二十九次ですが、地方制度調査会の中
でこの監査制度の在り方をいろいろと議論をして
いただいて、その結論をいただいて、私どもこの監
査制度の改正を行つていきたいと思います。今あの中
で議論されておりますのは、実効性のあるチェック機
能をいかに高めていくかということで、例えば自
治体の監査委員の組織ですとか選任方法、それか
ら、例えば自治体のOBが就職している傾向が多
いとすれば、それをいかに制限していくかとい
つたような、監査能力の向上を図るためのこ
とを様々幅広く議論していただいております。この意
味で、そこでの議論の成果を私どももいただきま
したら、きちんとそれを実行していききたいとい
ふに思ひます。

○魚住裕一郎君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。
四月十一日の政府・与党決定に増田総務大臣が
どのようなかわり方をされたのか、まず聞きた
いと思ひます。

○国務大臣(増田寛也君) 政府・与党決定であり
まして、その中で政府の一員として、関係閣僚の
一人としてあの決定に参加をしたところでござ
います。

○山下芳生君 では、内容に直接責任を負う大臣
に伺いたいと思ひます。
政府・与党決定は、与野党協議の前提として、
道路特定財源と暫定税率を十年間延長する法案を
一日も早く成立させるとしておりますけれども、

これは、政府・与党決定自身が掲げた二十一年度
から一般財源化するという方針と根本から矛盾する
のではないのでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 政府・与党決定の文書
の柱書きのところに、二十年度の歳入法案、一日
も早い成立を前提としていると、そういうことで
決定が取りまとめられているというその関係から
来ているものでございまして。その上で、今お話ご
ざいましてとあり、二十一年度から一般財源化を
すると、こういうことになつておりますので、今
後、これが与野党の協議の政府・与野党の案にな
つていくわけですが、今後様々な協議が行
われていくというふうに思つておりますけれど
も、一般財源化に向けて新たな法律の手当てが私
どもには必要になる部分が当然出てくるわけござ
いますので、そこについては適切な時期に法律改正を
するなり手当てをしていかなければならないとい
うふうに考えております。

○山下芳生君 私は、新たな手当てをしなくて
も、今現実に立つて考えれば、現在、ガソリン税
の暫定税率はなくなつておりますし、道路整備財
源特例法の期限も切れて一般財源化しております
。言わば二十一年度から一般財源化するという
政府・与野党の方針を現実が先取りしているわけ
ですね。何でわざわざこれを復活、後戻りさせるよ
うなことをするのでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 政府として今提出をし
ている法案に基づいて最善のものとして今、国会
の方にお出しをしております。これに対して与
野党協議ということが必要になると、その案とし
て決定をお出しをしたわけですが、その案とし
て決定を、二十年度は歳入法案等を一日も早く成
立をして、そして例えば地方財政に混乱を来さな
いようにすると、こういうことが大前提になつて
いるわけでありまして。

そういうことが大前提になつていっているものであり
ますので、今、国会の方にお出しをして、衆議院
の方ではもう御議決をいただいておりますが、そ
の法案についてはそのとおり成立をさせていた
だくことをお願いをしたい。ただし、そのことは
一般財源化ということを決めていることと相反す
ることになりますので、適切な時期に手当てをす
ると、こういうことでもあります。

○山下芳生君 どうもその適切な時期に手当てを
するというところで逃げようとするんですが、私
たちは○八年度から一般財源化すべきだとい
うに思つております。百歩譲つて政府・与野
党の言うとおり○九年度から一般財源化するに
しても、道路特定財源を十年間維持するとい
うことを定めた道路整備財源特例法改定案は明
らかに矛盾する。これは、今大臣もお認めにな
りました。

だつたら、適切な時期にというんじやなくて、
もう分かっているわけですから、○八年度に限
定する法案にして出すというの、政府・与
野党の立場に立つたとしてもこれは当然の帰結に
なると思ひますが、何で、道路特定財源制度を
廃止し一般財源化するという首相の提案、これは
国民は歓迎していると思ひます。その一番確かな
保証は法律で担保するというこのはずなんです
が、今すぐできることをなぜ適切な時期まであ
えてやらないのか。いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) この内容で、この内容
というのは決定の内容で、是非与野党で早め早め
にいろいろ御議論していただきたい、こういう
ことでありまして、議論していただいております
。ただいま申し上げた内容に私どもは従つて
いうことではございまして。また、政府として、
当然政府としては、内容について今、国会の方
でお出しをしております。これはやはり与野
党協議をあの私どもが決定をした文書の筋に
従つてやつていただい、もちろん内容はあの
文書のとおり全部なるといふわけには必ずし
もいかないかもありませんけれども、与野
党協議をしていただくと、今一番重要なこと
ではないかというふうに思ひます。

○山下芳生君 私は、半世紀にわたる道路特定財
源

源制度、それから三十年を超える暫定税率、これは例え全く採算の取れない東京湾横断道路、アクアラインなど、無駄な道路を造り続ける自動装置だったと思っております。

国民の世論それから国会の論戦に押されて、三月二十七日、福田首相がようやく一般財源化ということ提案された。四月一日に法律の期限が切れて、ガソリン税は一般財源化された。進んでいつけるわけですね。なのに、わざわざまた自動装置を復活させようとしている。結局、これまでどおり無駄な道路を造り続けるつもりではないのかという国民からの疑問が起ころとも私は仕方がないと思います。

そこで聞きたいんですが、この政府・与党決定にある、必要と判断される道路は着実に整備するとありますけれども、これはどういう意味でしょう。

○国務大臣(増田寛也君) これはまさに道路財源の一般財源化の方針とともに同じ文書の中に入られているものでございまして、これについては国の場合とそれから地方の場合といろいろあると思います。

私は、こうした問題について特に地方の立場から参画をしているものでございまして、地方の道路ということについて申し上げれば、今御案内のとおり、これ多くの議員の先生方も十分御理解いただいていると思えますけれども、今はまだ地方において道路整備のニーズというのが大変高い状況にあると。地方の道路財源も特定財源の形になつてございしますが、さらにそれに一般財源等まで充当して、そういった地方の道路整備を賄っているということがございます。

したがいまして、特に地方の場合には、なお更に自動車交通に頼っている部分も大変多いということでございますので、今後とも地方道路の整備の促進を図っていく、こういうことは大変重要である、これは今回の一般財源化ということになつておりますが、国の場合は多少状況が違うかもしれません。

違ふというのは、今地方の場合と、一般財源を継ぎ足しているところと、逆に国の場合には、そういった道路財源が二千億弱でございましてオーバーフローしているんで一般財源化をそこですいているということと、ちよつとそこが違ふということがございしますが、地方について言いますと、地方の道路整備の必要性が大変高く、一般財源まで入れて地方の道路整備を行っているというところも十分踏まえて、必要と判断される道路は着実に整備すると、こういうこともこの文書の中に入つてきています。当然、これについては事業評価による客観的な判断等を念頭に置きながら、必要と判断される道路かどうかということとを判断していくことになるんだらうと思えますけれども、そういう地方の今の道路整備の状況を念頭にこういう決定の文書を行ったということとでござい

ます。

○山下芳生君 政府・与党決定は、地方の必要と判断される道路とは書いてないんですね。全部の道路を含めてです。それで、その決定に増田大臣もかわつておられますから聞いています。昨日の参議院本会議で民主党の辻議員が大変いい質問をされました、首相が答えられて、昨年十二月の政府・与党合意にあった真に必要な道路と、今般の必要と判断される道路とは基本的に意味を異にするものではございませんとする答弁がありました。昨年十二月の合意というのは、今日持つてまいりましたけれども、冒頭に真に必要な道路整備の計画的な推進という項目を挙げて、今後十年間の道路の中期計画を策定すること、それからその計画の事業量を五十九兆円とすることなどをうたつております。つまり、ここでいう真に必要な道路計画の推進というのは最初に総額ありきで、一万四千里の高速道路や六千九百五十キロの地域高規格道路、先日紹介したあぶくま高原道路もその中に入つておりますけれども、こういう大型道路建設を際限なく行うということと同じ意味だったわけですね。今回の政府・与党決定が

これと基本的に変りないというんだつたら、たとえ道路特定財源の一般財源化を実現しても、税収の大部分が大型道路建設につき込まれて、特定財源と実質的に変わらないということになりかねないと思ひます。

大臣に伺いますけれども、一般財源化というのなら、当然これまでの道路中期計画、事業量を十年間で五十九兆円などという初めに総額ありき方式、これはやっぱりやめる必要があると思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 前回、前回というか、今までは真に必要な道路というふうに言つておりました。今回のこの文書は、必要と判断される道路と、こういうふうに変えられている。基本的には、昨日総理答弁していますとおり、その意味合いというのは変わらないと思ひますが、ただ、今回こういうふうに必要なと判断される道路と、こういうふうに変えられている意味合いは、この間国会審議等がずっとございまして、今年になりまして国会審議等がございしたので、そういう国会審議等を踏まえて、事業評価による客観的な判断等をより念頭に置いた表現にする必要があるということとでこういう表現にしているということとでござい

ます。

その内容について、したがいまして、今私が申し上げましたように、その事業評価による客観的な判断というものを加味してその道路を整備するかどうかということとをきちんと決めていくということになるわけとでござい

ます。

○山下芳生君 道路特定財源の一番の問題は、これまでその四割が高速道路ネットワークに使われてきたと、高規格幹線道路ですとか地域高規格道路であります。これが際限なく高速道路を造り続ける仕組みになつてきた。その中には採算の取れない道路が一杯あるじゃないかということとを国会で提起し、冬柴大臣も今後はそういうことはもうやめましょうということまでおっしゃつてきた。その大型道路偏重になつてきたことが、さつき増田大臣が言われた、地域に本当に必要な生活道路

を造る予算、財源を圧迫して、それが遅れているということにもなつて

います。

ですから、基本的に同じだがちよつと違ふとおつしやるんだつたら、この高速道路ネットワーク中心の初めに総額ありき方式は見直さなければ変わらな

いと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) きちんと当然事業評価を行うと、そして様々な客観的な判断基準に基づいてこれを行つていくということで、これは昨日も総理がきちんと本会議で申し上げたとおりでございまして、それを具体的にどうしていくか、これはまさに与野党協議の中で道路の整備の計画をいろいろと御議論していくわけとでござい

ますので、政府としては、今申し上げましたようなそういう考え方に基ついてこの計画を策定していく、その具体的な考え方を詰めていきたいというふう

に思つておりますが、今後行われます与野党協議などで決められていく事業計画が、道路計画がどういうふうになつていくか、そういったことにも懸か

つてくるというふう

に思つております。

○山下芳生君 これだけ国会の中で初めに総額ありき方式の問題が浮き彫りになつて

いるのに、与野党協議だと、今それを見直すと言えないとい

うのは、非常に私から言わせれば情けないと思ひ

ます。

実は、増田大臣自身、道路にしがみつ

く立場にあられるということを感じたんです。この間の質疑でこうおつしやつて

います。道路は最後は幹線道路に

つながつてネットワークを構築していか

ないといけない。道路というのはつながらぬと

あかんのやという

ことを言うんですが、しかし、つながつていかなければなら

ないのは道路だけと違ひますよ、それは。例

えば年金の記録、つながらなければなら

ません。後期高齢者の医療、七十五歳で切るようなことをしたらあき

ません。京都の公聴会でも、そういうものと比べて、経

常的な経費と比べて道路というのはかなり伸縮性がある、止められないとい

うことじゃないんだという御意見も出されました。何で伸縮性のある道路は

つながなければならぬというふうにとらわれないで、いかがですか。

○国務大臣(増田寛也君) やはり、道路というのはネットワークを構築して機能が発揮できるので、道路はつながっていいことを言うというのとは私とはやり間違ったこと。だから、そのつながり方ですか、それから道路の密度などをどうするか、これはいろいろ政策論として考え方が多様にあると思いますが、そういった道路の密度ですとか、それから道路の一つ、一本一本の機能をどういうふうにしていくか、これを踏まえた上でやはり造るべしと言われた道路を段階的に、国が責任を持つもの、都道府県が責任を持つもの、市町村が責任を持つもの、それからごく例外に民間が行っているものもごくたまにはございますが、そういったものの全体のネットワークを考えて、最終的にそれをいかにきちんとつないでいくか。まさに人間の血管と同じようなものでありまして、そこに血が通わないと、車がネットワークとしてそこに通らないということになるとその地域が、血管が、通わなければ人間の組織は劣化していくわけでありまして、そのところを私は、やはりネットワークとしてはつながっていないければ機能が出ない。

年金記録も同じようで、要は、問題はそれをどういう形で、どのスピードで、どれだけのコストを掛けてやはりつないでいくのか。年金記録などはもう今一番の最重要課題でございますので、やはり国、国家としてきちんとその記録を全部つないでいかなければならない、統合していかなければならないということでありまして、道路にについては十年という計画を国土交通省さんの方で明示をされたわけですが、今回総理の方の御決断で、そうではなくてもっと短い五年間のもの、しかもなおかつその計画は与野党協議の場の中できちんとした議論をしないと、こういう御提案でございますので、内容についてどうするかは今後の議論でございますが、そこでできる計画もやはりきちんとつながっている計画でなければ

いけないのではないかとこのように思っております。

○山下芳生君 血の通ったという言葉だけなら、高齢者にこそ血の通った政治をやってくれというふうに思っていますね。

それからもう一つ、つなぐという点では、子供の命を私はずうのことは最優先だと思っております。文部科学省に伺いますが、平成十四年度と平成十九年度の公立小中学校施設における耐震化率の全国平均、最高、最低の数字を述べてください。

○政府参考人(岡誠一君) お答えいたします。平成十四年度、十九年度ですか。

○山下芳生君 十四と十九。

○政府参考人(岡誠一君) ありがとうございます。

平成十四年度、これは平成十四年四月一日現在のもので、公立小中学校施設における耐震化率の全国平均は四四・五％でございます。都道府県別に見た最高の耐震化率は七〇・一％、最低は二三・三％でございます。また、平成十九年度、これは十九年の四月一日現在のものでございますが、耐震化率の全国平均は五八・六％、都道府県別に見た場合の最高の耐震化率は八九・〇％、最低は三七・三％でございます。

以上でございます。

○山下芳生君 耐震化率に格差が広がっているという感じがする。私は、地方の予算のこれは多い少ないが、一番の原因だということは文部科学省も認めております。大臣もそう答弁している。こういうところこそ真つ先にお金を注ぐ、掛ける必要があると思っております。

大臣に伺いますけれども、一般財源化して、道路特定財源を、子供の命をつなぐということは道路をつなぐのと同等以上に私は緊急性があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(増田寛也君) 一般財源化をするということは、今お話しございましたところに、道路から上がりました揮発油税などですけれども、そういったものの使途を拡大してそういったところに

回す可能性が十分出てくるということだと思えますから、そのことは今回、国民的な合意も得られることだろうというふうに思っています。

ですから、まさにその使途をどうするかなども含めて、今後お互いにお互いと思っております。政府・与党のあの決定がございまして、そういったことをやはり与野党で建設的に御議論をされていくということだろうと思っております。

○山下芳生君 初めに総額ありきの方式をやめなければそこには回らないということを指摘して、終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。今日は、少し法案の中身についてお尋ねをしてみたいと思います。

まず、軽油引取税について伺いますが、この税は道府県税で三十二・一元、うち暫定分が十七・一元、税収総額見込みが九千九百十四億円です。

私は、この軽油引取税については地方道路税と同様、暫定分の一部は減税をする、一部は近い将来に環境税に変える、そして多くは地方一般財源に移すべきだということを考えていますけれども、そのことはさておいて。

この税が賦課徴収において脱税、いわゆる不正軽油問題があつて、府県の税務当局は特別の体制を取って摘発や追徴、そして告発や裁判に汗を流しているというのが実態のようですね。

その一端を言いますと、軽油より安い需要のたぶついているA重油を隣国などから仕入れて軽油と称して運送業者などに転売をする。税額分はそっくり不正利得となるし、ディーゼルエンジンに合わないから車を傷めるし、大気汚染まで引き起こすと、こういう実態があるようですね。この摘発の実態と輸入の自由化の影響、そして府県税の損失、これらのところは実態どういふふうになっているか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(河野栄君) お話ございましたように軽油引取税、いろんな不正が行われる場合がございます。脱税でございますとか不正軽油の製造

等の事案がありました場合には課税庁からの告発が行われておるところでございます。この告発の件数で見ますと、平成元年度から十八年度までの間に九十九件告発が行われておるところでございます。

輸入の自由化との関連、お尋ねございましたけれども、軽油の輸入が原則として自由化されたのは、特定石油製品輸入暫定措置法という法律が廃止されましたのは平成八年度以降でございますけれども、その際には、悪質業者の参入によります脱税が懸念されましたので、その対策といたしまして、平成十一年度に関税に関する書類の閲覧ができる制度を導入いたしました。輸入に係る故意の不申告の罪を創設いたしました。都道府県が告発を行える体制としたところでございます。

この具体的な告発件数の推移でございますけれども、平成元年度から平成八年度までの間は大体二件以下程度でございまして、平成九年度には七件、十年度には四件、十一年度も四件と増加をいたしております。ただ、その中で輸入軽油に係る告発事案といたしましては、これは九年度、十年度はゼロでございまして、十一年度は二件という形になってございまして、告発に現れないものもあるかと思っておりますけれども、告発件数で見ると、必ずしも輸入自由化によってこうした事案が増加したという形にはなっておらないところがございます。

それから、税収の損失というお尋ねございましたけれども、平成元年度から十八年度までの間に脱税に関する罪で告発されたものが五十九件ございますけれども、このうち判決が確定いたしました五十九件の事案に係る脱税額、これは脱税額でございますので、一部追徴されているものもあるかと思っております。すべてが税収の損失ということでは必ずしもございませんけれども、この脱税額で申し上げますと百五十八億円というふうになっておるところでございます。

○又市征治君 摘発は全く氷山の一角なわけ

あつて、やくざの資金源ともなつたり、やみ専門の業者だけではなくて正規の業者も脱税に手を染めると言われるわけでありまして、総務省都道府県税課の職員の論文でも、この税は元々脱税されやすい税だと、こう書いてあるんだよね。

政府は、ガソリン税という取り扱いやすい、おいしい税目は国の方で課税して、大変難しい軽油は、何のことはない、府県に押し付けていると、こんな状況が出てくるんだけれども、いずれにしましても、暫定税率の廃止なりあるいは減額と一般財源化に際しては、ガソリン税等の地方税への移管を増やして地方財源とするともに、この軽油引取税に見られるような国税と地方税の間の徴税の難易度の格差、こんなこともやっぱり是正すべきだと、こう思うんですが、大臣、そこら辺はどう思いますか。

○国務大臣(増田寛也君) 確かに軽油というのは、灯油、それからその他の炭化水素油というんですか、あれを混和して作るんで、なかなか製造方法がある意味で灯油と重油を混和することによって製造するというところで、製造するのは大変容易だというようなこともあつて、どうしても消費地に近い段階で課税をしなければいけないというところもあるようでございます。ですから、確かに委員おっしゃるとおり、税目によって難易度に差があつて、これはなかなか率直に言つて難しい、徴税に対して難しい税ではあるんですが、ただ一方で、消費地に近いところで課税するということが、庫出税、揮発油税の、庫出税と違って偏在性は非常に少ないと。ですから、地方税にはかなり性格としてはなじむところも一方ではございます。

まあなかなかメリット、デメリットがあつて、沿革もこういう税というのはあるので一概に言えませんが、本来であれば徴税がかなり楽であつて偏在性も少ないということが一番いいんですけども、都道府県間でよく脱税等について連絡し合つてやるような摘発方法をもつと磨くといったことは必要であらうかと思ひますが、やはりこれ

からいろいろ、徴税コストということもございまして、国税、地方税、いろいろ税制体系を考へていく上で、今委員から御指摘いただきましたようなことも念頭に置きながら税体系を構築を考へていかなければいけないと、こういうふうに考へております。

○又市征治君 次に、今回の地方税法改正案の中では、介護保険に加えて、今年度から国民健康保険料の年金からの天引きが、また来年度からは住民税について天引きが提案をされている。後期高齢者の医療保険だけではないと、こういうことですね。

そこで、大臣、こういうやり方、税や保険料を次々年金から天引きしていく、差つ引いていく、高齢者の年金権をやつぱり実質的に侵す、かなりいろんな悲鳴が今上がつていますよ。

こんなやり方がいいのかどうか。どつちみち払つてもらうんだからいいじゃないかなんという、こんな安易な私はやり方というのはどこで歯止めが必要じゃないかと思うんだが、大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(増田寛也君) この問題、今回の後期高齢者の関係でもいろいろ議論がございしますが、一点だけ御理解を賜りたいところは、負担については、この制度は新たな税負担を求めるものではなくて、そこは全く変わらないと。

それで、現在の制度で申し上げますと、高齢者である公的年金の受給者の方につきましては、御案内のとおり普通徴収の方法によつておりますので、個々人の方が個人住民税をお払いいただくのに毎回、年四回窓口に行つていただいで、直接納付をしていただいでいると。窓口までお運びいただいで、そして直接納付をしていただいでいると。三か月に一遍ずつそういったお手間を取らせていただいでいるところでございます。

したがいまして、確かに市町村における徴収の効率化を図るという観点もございしますんですが、年金の受給者の方の納税の便宜を図るということから今回のような特別徴収の方に制度を導入した

らどうかということ、今回の制度導入に至つたものでございしますので、まだこの制度に切り替へるといふことについて、当然時間も十分ございまして、それから十分な広報、丁寧な広報というところをしていかなければならない、大変私も重い責任がございしますので、趣旨を十分に一人一人の皆さん方に伝わるように丁寧な広報に努めていきたい。

それから、あと、今そういう形で四回ほど窓口にお運びいただいておりますが、その点では、納税をしていただく皆さん方にもそういったことが必要になりますのでメリットはあるのではないかと、そして全く新たな税負担を何か生じさせようとしているものではございませんので、その点について御理解を賜りたいというふうに思ひます。

○又市征治君 現実に私はそのことで賛成の人たちもいると思う。問題は、丁寧な手法が大事だと、こう言つていらっしゃるんですね。何だろうと年金から全部取りやすいから取つてしまふ。いや、あなたは便利でしょうなんという、それを押し付けるべきじゃないと思うんですよ。そのところをやつぱりしっかりとやっておかないと、私は、随分とこの間からの高齢者の問題について言うならばやつぱり増になつていっている人たちは出てきているわけですよ。厚生労働省の言うことと全く違ふ、現場で起こつていっている問題は、だつて、これまで自治体が一定程度税負担なんかしてくれたところが随分出てきているわけですから。

そういうことに、どうも取りやすいからと厚生労働省のやることに総務省が愚乗りしたらまずいと思う、私は。そのことだけ今日はちよつと申し上げておきます、またこれは随分言いたいことたくさんあるんですが。

次に、地方財政計画と需要額の関係の問題について移りたいと思うんです。

十五日の日に京都府の地方公聴会で澤井公述人が述べているわけですが、地方交付税五兆

円削減の主たる手法は、元来自治体予算の積み上げであるべき地方財政計画を政府の負担軽減を目的に頭から総額を押さえ込む鉄の棒に変質をさせる、こういう手法だった。地方財政計画五兆円の削減というのは、くしくも地方交付税の削減額五兆円と平仄が合つていっているわけですね。

そこで、今日そこに表とグラフをお出しをさせていただいたんですが、見ていただきたいんですけども、国税をベースとする人口ベースの交付税は一貫してグラフの上の方を動いているにもかかわらず、地財計画及び出口ベースの交付税はどんどん下げられてきた、こういうことですね。特に、市町村の基準財政需要額を下げているわけですが、九年で年額、これは二枚目の、細かい数字書いてあつて見にくいかもしれませんが、大きな表の二つ目の一番下の市町村分のところを見ていただきたいと思うんですが、九年で年額一兆七千六百億も減額しているわけですね。グラフでも地財計画と市町村基準財政需要額は、ぴつたり連動してこれは動いている。

総務省はこのように操作をしてきた、この事実を認められますか。

○政府参考人(久保保彦君) 基準財政需要額でございしますが、これ委員御案内のように、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うために必要な一般財源の額を算定するものでございまして、毎年度の基準財政需要額は、地方財政計画に計上された歳出のうち、国庫補助負担金等の特定財源や地方税収のうちの留保財源、これに充てる経費に充てられべき経費を除いた一般財源で対応すべき部分を算入するというところで積算しております。

また、地方財政計画には都道府県と市町村を合わせた歳出を計上しておりますけれども、地方歳出の内訳の変化や地方財政制度の改正による影響は都道府県と市町村で異なるといったことなどによりまして、地方財政計画の増減の傾向と都道府県分、そして市町村分の基準財政需要額の増減の傾向、これが必ずしも一致をしているということ

にはなっておりません。

そして、近年の市町村分の基準財政需要額は、地方歳出の抑制を反映して減少し、結果として地方財政計画と市町村分の基準財政需要額の増減の傾向がおおむね一致をしていると、結果として、というふうな考えをしております。都道府県の場合には、これは委員御案内のように、三位一体改革でその影響を受ける国庫補助負担金の額、これは基準財政需要額に算入をしているということになっておりまして、義務教育費の教員の人員費とか都道府県の影響額というのはいくつかあることが市町村とは違う結果を表しているのではないかと考えております。

○又市征治君 いろいろと御説明いただきましたけど、皆さん方が積み上げではなくに現実には押さえ込む枠に使用している、このところが一番問題だと、こういうふうな各自治体が言っているわけでしょう。そこで、今年を契機に反転、復元を始めてほしいと、自治体関係者はみんなそう思っているわけですよ。

その際、人口をベースにした算定では、人口が減っている地方では、これは測定単位の数値が減るわけですから需要額が減って当たり前だと、こう言われている。増田大臣就任後、条件不利地域だとか町村の補正の割増しなど幾つか是正されているわけですが、しかし、これは私に言わせると微修正ですよ。総務省はどうか知りませんが、政府トータルでは、福田内閣になっても相変わらず地方に財政の縮減を求めて、人件費を始め交付税需要算定上の単位費用を毎年どんどん落としている、こんな格好でしょう。

大臣、そしてこうした過去の歳出抑制操作というのはもうやめるべきだと、地方の、まさに全国の首長さん方があなたに期待をしている、またそのことを求めてきている、この点についてどうお考えですか。

○国務大臣(増田寛也君) 特に交付税に見られるわけですが、この地方の全体的な歳出を抑えるというところで随分数字削減されてきましたけ

れども、非常に急激でありました、非常に急激であつた。かなり自治体も、それに合わせるために人件費ですとか投資的経費を抑えるということをや、やっぱり正直言いまして無理矢理そうせざるを得なかったのが実情だろうと思えます。

私も知事しておりますが、一方で、確かに地元ではいろいろな自治体の不祥事があつたり、それから相対的に、地域で懸命にこういうリストラしている企業や中小企業に比べて、自治体の方がまだ十分な議会のチェックもございませんでしたのでいろいろなところに無駄があるのではないかと、こういう厳しい御指摘もありましたので、やはり正すべきところは県民の前できちんと正さなければいけないと、これは今後もやっていかなければならないと思いますが、やはりかなりもう限界にきているなという認識がございましたので、今年度に向けて昨年暮れいろいろと、今お話ございましたとおりの修正を加えたわけでござい

ます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、なおそういったものが十分でないという御指摘はいろいろいただいておりますし、一方で財政健全化のための措置というのは、これは国、地方通じてやはり一方で待ったなしに必要なものでございますが、特に今の地方の現状とか地方の声というのは、今後とも謙虚に耳傾けてそれで対応していきたいというふうに思います。

○又市征治君 是非そのところは力を入れていただきたいと、こう思いますが、その発想の転換で、この地方の復権と、やっぱり自立可能な自治体建設の視点に立ったナショナルミナムととしての需要額の組み立て直しというのが私は必要なんだろうと思うんですね。

京都の地方公聴会でも澤井教授が言いましたけれども、福祉、医療、環境、教育の四本柱を中心に基準財政需要額を抜本から再構築をして、例えば介護で一兆円など、新しい需要額を算定していくべきだという、こういう意見述べられました。私もこれ全く同感でありますし、多くの自治体

がこのことを求めていることなんだと思うんですが、こういうものを取り入れていくお考えはどうですか。

○国務大臣(増田寛也君) この各地方団体の、今お話ございました、介護のお話ございましたけれども、そうした地域福祉の確保を始めとするような施策、こういったものを、必要となる歳出、いろいろ多うございましょうから、そうしたものを地方財政計画に適切に計上していくと、そして、そのことによつていわゆる一般財源総額をきちんと確保していくと、これは大変重要なことだと思います。

我々は、大きな政府の歳入歳出改革という、そういう中で今努力をしているわけですが、総務大臣として、そうした地方の様々な必要な需要経費というものを、必要なものをこの計画に計上していくと、そして、繰り返すになりますが、一般財源総額を確保すると、このことに努力をしていきたいというふうに思います。

○又市征治君 今御答弁いただいた中身と同じことになっていくんですが、この高齢社会、過疎化、地方格差の現在、基礎自治体を担うべき需要もたくさんあるわけですね。

一つだけ例を挙げて申し上げたいと思うんですが、小規模多機能居宅介護というのが二〇〇六年度、制度が始まりました。NPOなどが人口の少ない地域に合っているということで歓迎をしたんですけれども、発足してみると、厚生労働省の認める人件費が低過ぎる、常時お客さんがなくても配置基準だけは厳しい、そして市町村外からの利用者は認めない、こういうことなので、赤字になるばかりだ。例えば、私の富山県の売上月額百七十万円といった規模のNPOを三つ聞いたんですが、一つは既に撤退をしました。一つは厚生労働省と直談判中です。もう一つは撤退を今検討している、こういう状況なんです。

このような地域の小規模な事業は、硬直化しがちな国の一律の制度と自治体単独のバイオニア的な一般福祉行政との境目に今ある。身近な市町村

による柔軟な取組を、国はやっぱり行政需要として私は認めるべきだと思うんですね。国の制度に沿った地方財政需要の算定も今より厚くすべきですが、この自治体単独の事業についても、高齢者施策を始め、今よりも広く市町村の基礎的行政需要と認めて地方財政計画に盛り込んでいく、それによつて自治体の再生もできるんじゃないか。

是非、総務大臣、こうした考え方を取り入れていただく、そういう段階にもう来ているんじゃないかと、こう思うんで、改めて御返答いただきました。

○国務大臣(増田寛也君) 今、具体的な例示でお話ございましたとおりのそういった事業というのは、御承知のとおり、地方財政計画の歳出の中で、一般行政経費、あるいは補助と単独、分かれていますが、単独で今計上しています。これは地方の自主性をできるだけ尊重するというところで、結局、枠としていろいろ計上しているんですが、今委員からお話ございましたとおりの観点で、やはりどういふふうな歳出を適切に計上することができるのか、私どもの方も、そういった自治体の様々な創意工夫のような事業でございまして、これに対して地方財政計画の歳出にどういふふうに計上するのか、どういふふうな知恵が出せるのか、我々も引き続きこの点については検討していきたいというふうに思います。

○委員長(高嶋良充君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。総務大臣は退席をしていただいて結構です。

○委員長(高嶋良充君) 行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査及び地方税法等の一部を改正する法律案外二案を議題といたします。

先般本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員から報告を聴取いたします。河合常則君。

○河合常則君 当委員会が行いました委員派遣について、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、高嶋良充委員長、加藤敏幸理事、那谷屋正義理事、内藤正光理事、末松信介理事、梅村聡委員、加賀谷健委員、行田邦子委員、榛葉賀津也委員、武内則男委員、外山斎委員、長谷川憲正委員、吉川沙織委員、磯崎陽輔委員、二之湯智委員、魚住裕一郎委員、弘友和夫委員、山下芳生委員、又市征治委員及び私、河合常則の二十名でございました。四月十四日及び十五日の両日、京都府において、地方行政に関する諸問題について現地における実情調査を行うとともに、地方税法等の一部を改正する法律案外二案について地方公聴会を開催いたしました。

まず、視察先の京都府及び綾部市について御報告いたします。

京都府におきましては、京都府及び府内市町村の財政状況、府の道路事情及び暫定税率廃止に係る対応等について説明を聴取いたしました。

財政状況については、経営改革プランの実施等により歳出抑制に努めてはいるものの、義務的経費の増加や地方交付税の削減により厳しい財政運営を強いられており、府内市町村では財政力格差も拡大しているとのことでした。道路については、自然災害に脆弱である、歩道がないといった道路が数多く存在するなど、道路整備が喫緊の課題である中、道路事業費の約三割を占める道路特定財源が暫定税率の期限切れとなり、年間で約百三十八億円の影響が生じるため、当面は道路建設の執行留保で対応しているとのことでありました。

次に、綾部市についてであります。

同市はいわゆる限界集落の再生を目指し、全国に先駆けて「水源の里条例」を制定し、地域振興に行政、住民が一体となって取り組んでいるところであります。

まず、高齢化率一〇〇%の市志地区を訪問し、地域再生に向けた懸命な施策の説明を受けるとともに、活性化のため取り組んでいるフキ栽培等の様子をつぶさに視察した後、四方市長から市を挙げた地域振興の概要を聴取いたしました。「上流

は下流を思い、下流は上流に感謝する」という理念の下、住民全体で「水源の里」を再生し、都市との連携・共生を目指しているとのことであり、林業振興、情報通信基盤の整備及び鳥獣被害対策など諸課題を解決するための支援が要望されました。十年間で一兆円あれば全国八千に上る集落を今なら再生できるとの市長の熱い言葉には、地域にとつて真に必要な支援とは何かを考えさせられるとともに、平成二十二年三月末に期限切れを迎える過疎対策法について、与野党の垣根を越えた対応が迫られていると痛感した次第であります。

次に、地方公聴会について御報告いたします。地方公聴会は、十五日、京都市において開催し、四名の公述人から意見を聴取した後、委員からの質疑が行われました。

まず、公述の要旨について御報告申し上げます。

最初に、奈良女子大学名誉教授、澤井勝君からは、職員定数削減や三位一体改革に伴う交付税削減など厳しい地方財政を考慮すれば、地方六団体が求める交付税復元論は当然なことであること、地方再生対策費の財源を全額臨時財政対策債で賄うことは、地方財源の将来負担の増加につながり、避けるべきである等の意見が述べられました。

次に、関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授、小西砂千夫君からは、地方財政計画の策定は、交付税をめぐる地方の声や歳出抑制方針を守る必要性等、様々な条件の下に行われたことを考慮すべきであること、地方税の充実を図るためには、地方共有財源としての地方譲与税を含めて地方税とみなすことが重要であること等の意見が述べられました。

次に、日本労働組合総連合会京都府連合会会長、木村幹雄君からは、府内における雇用対策として「ジョブパーク」を立ち上げ雇用確保に成果を上げたが、引き続き政府等の支援が必要であること、暫定という名の下に三十年間も税率が継続されてきたことが異常であること等の意見が述べられました。

最後に、京都府町村会長・京都府井手町長、汐見明男君からは、人口規模の小さい町村の財政状況を踏まえた財源確保策が重要であること、道路特定財源を確保し、道路整備を待ち望む声にこたえるべきであること等の意見が述べられました。

公述人の意見に対し、各委員より、地方法人特別税に対する評価、地方交付税総額の復元の在り方と今後の展望、道路整備財源の必要性和暫定税率の在り方、道路特定財源が一般財源化された場合の地方に与える影響、四月一日の暫定税率切れに伴う自治体の予算執行停止と必要な道路財源の確保、道路等の維持管理を地元企業に積極的にゆだねる必要性、自治体行政の民間委託等をめぐる諸問題など、多岐にわたる質疑が行われました。

なお、会議の内容は速記により記録いたしておりますので、詳細はこれによつて御承知を願います。

以上で派遣報告を終わります。

○委員長(高嶋良充君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

〔参照〕

京都地方公聴会速記録

〔本号(その二)に掲載〕

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願(第一〇三四号)(第一〇三五号)(第一〇三六号)(第一〇三七号)(第一〇三八号)(第一〇三九号)(第一〇四〇号)

第一〇三四号 平成二十年三月二十八日受理

軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願

請願者 長野市三輪八ノ四九ノ七 酒井麻衣 外千七百十七名

紹介議員 井上 哲士君

本則税率一リットル当たり一五円の軽油引取税は、暫定税率の付加により、現在三二円一〇銭となっている。一九九三年には七円八〇銭の暫定税率が付加され、既に二度の期限延長を繰り返してきた。ここ数年の軽油価格高騰が、コストアップ要因に苦しむトラック事業経営を更に悪化させ、倒産・廃業する事業者が出るなど深刻な事態となっている。

ついでには、国民生活の安定及び運輸業界の経営の安定のため、次の事項について実現を図られたい。

一、軽油引取税暫定税率一七円一〇銭のうち、一九九三年に五年間の暫定措置として加算され、現在まで延長され続けている一リットル当たり七円八〇銭について、暫定期限の延長を行わないこと。

二、前記、一リットル当たり七円八〇銭の暫定税率増税分については、期間の満了を待たず早期に撤廃すること。

第一〇三五号 平成二十年三月二十八日受理

軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願

請願者 京都府長岡京市下海印寺北条四九ノ五 山本太郎 外千七百十七名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇三六号 平成二十年三月二十八日受理

軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願

請願者 北海道函館市万代町一四ノ三三ノ四〇二 池田浩 外千七百十七名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇三七号 平成二十年三月二十八日受理
軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願

請願者 千葉県香取市寺内五七七ノ八 田澤論 外千七百十七名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇三八号 平成二十年三月二十八日受理
軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願

請願者 福島市下飯坂字黒木宮四ノ四 阿部時雄 外千七百十七名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇三九号 平成二十年三月二十八日受理
軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田一ノ六ノ二五ノ九 〇五 原直子 外千七百十七名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇四〇号 平成二十年三月二十八日受理
軽油引取税暫定税率七円八十銭の撤廃に関する請願

請願者 大阪府河内長野市美加の台一ノ一 七ノ八二ノ三二八 尾上貴士 外千七百十七名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

平成二十年四月二十四日印刷

平成二十年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D

第百六十九回国
参議院
総務委員会
會議録
第十号(その二)

(本号(その一)参照)

京都地方公聴会速記録

期日 平成二十年四月十五日(火曜日)

場所 京都市 京都東急ホテル

派遣委員

団長 委員長

高嶋 良充君
加藤 敏幸君
那谷屋正義君
内藤 正光君
河合 常則君
末松 信介君
梅村 聡君
加賀谷 健君
行田 邦子君
武内 則男君
外山 斎君
長谷川憲正君
吉川 沙織君
磯崎 陽輔君
二之湯 智君
弘友 和夫君
山下 芳生君
又市 征治君

公述人

奈良女子大学名
誉教授
関西学院大学大
学院経済学研究
科・人間福祉学
部教授
日本労働組合総
連合会京都府連
合会会長
京都府町村会長
京都府井手町長

澤井 勝君

小西 砂千夫君

木村 幹雄君

汐見 明男君

(午前九時三十分開会)

○団長(高嶋良充君) ただいまから参議院総務委員会京都地方公聴会を開会いたします。

私は、本日の会議を主宰いたします総務委員長の高嶋良充でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私どもの委員を御紹介いたします。

私の右隣から、民主党・新緑風会・国民新・日本の内藤正光理事でございます。

同じく那谷屋正義理事でございます。

同じく加藤敏幸理事でございます。

同じく長谷川憲正委員でございます。

同じく加賀谷健委員でございます。

同じく武内則男委員でございます。

同じく行田邦子委員でございます。

同じく梅村聡委員でございます。

同じく外山斎委員でございます。

同じく吉川沙織委員でございます。

次に、私の左隣から、自由民主党・無所属の会の河合常則理事でございます。

同じく末松信介理事でございます。

同じく磯崎陽輔委員でございます。

公明党の弘友和夫委員でございます。

日本共産党の山下芳生委員でございます。

社会民主党・護憲連合の又市征治委員でございます。

以上十七名でございます。よろしくお願いいたします。

次に、公述人の方々を御紹介申し上げます。

まず、奈良女子大学名誉教授澤井勝公述人、関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授小西砂千夫公述人、日本労働組合総連合会京都府連合会会長木村幹雄公述人、京都府町村会長・京都府井手町長汐見明男公述人、以上の四名の方でございます。

この際、公述人の皆様方に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、本日、大変御多忙の中を御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

当委員会におきましては、目下、地方税法等の一部を改正する法律案外二法案を審査をしているところでございまして、本日は、法案の重要性にかんがみ、関係各界の皆様方の貴重な御意見を承りたく、当地において本公聴会を開会することとさせていただきます。

公述人の皆様方から忌憚のない御意見を拝聴して、私どもは今後の委員会の審査の参考にしたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、公述人の方々からお一人十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、これより公述人の方々から順次御意見を述べ願います。

まず、澤井公述人をお願いいたします。澤井公述人。

○公述人(澤井勝君) 改めて、おはようございます。予定ですと、五十分までよろしいですかね。十五分ですと、今、三十五分です。

○団長(高嶋良充君) 五十分までお願いします。

○公述人(澤井勝君) はい。

お手元にA4の縦の横書きの三枚物が配付されていると思いますが、それに従って発言したいと思っております。

最初の三つについては、これは財政の状況について今回の法案について評価する基本的な視点について、

たいなこと土台として、現状について簡単に触れておきたいと思っております。

まず一番目に触れていますのは、三位一体改革で交付税と補助金と税制を三位一体で改革するというところでやってきましたけれども、その結果は、具体的には自治体のレベルでは地方交付税が五兆円以上減少するという中で、それと同時に補助金の一般財源化が進みまして、ただし全額一般財源化されませんでしたので、そのすき間は相当あります。その点もありまして、例えば保育所の運営についても、従来の補助金がなくなると一般財源でやれということになっておりますが、それで十分にできているかというところの問題はあると思っております。そういうような形で一般財源不足感というのは非常に強く自治体にあるということですね。

それから二番目なのですが、それもありまして総務省の方からも集中改革プランが出されまして、それに従う、あるいはそれ以前から自治体独自に行財政改革してまいりまして、特に職員数の削減が非常に厳しくなる。こういう職員数の削減というのはある意味で競争関係になってまいりましたからね。

例えば、私がそこに書いた寝屋川市、大阪の寝屋川市ですが、ここでは行財政改革市民懇談会というのを設けまして二年半ほど議論してまいりましたが、平成十三年レベルで二千二百あった職員定数が平成十八年で千六百、さらに平成二十二年には千四百になると、大体三分の二に職員数を削減するというのが進行しておりまして、具体的に前倒しで実現しておりますね。

そのことについては、市民懇談会では、市民の中には大体、そうですね、大企業の総務畑をやってきた方も含めましてそういう企業のOBの方もいらっしゃるわけですが、その方々から、これで

もつのかと、行政サービス水準はもつのかと。特に、現場を言わばアウトソーシングする中で行政の質が保てるかという厳しい、何というか、危機が出ております。これはもちろん、ですから、職員数の削減は結構だけれども、一体どこまで行くのかというような危機も出ています。そういう点では、既に相当削減できておりまして、臨職、嘱託の数も増えていますので、そういう点での行政の劣化というものが心配される段階まで来ているというふうに私は思います。

それから三番目ですけれども、そのひずみというのは、例えば、一週間ぐらい前ですかね、「クローズアップ現代」でやっておりましたけれども、官製ワーキングプアという問題が出ております。これがアウトソーシングの先で丸投げ状態になっていまして、それがその委託先の労働者の労働条件を非常に悪化させている。そのことに自治体が無自覚と言ってはなんですから、そういう点で、その点での自治体としての僕は責任というかな、地域の労働条件を守る責任についても少しきちんと議論しないといけない。

それをただし推進しているのは、一般財源不足という状況の中の財政の、あるいは自治体行政の縮小のための圧力が掛かり続けているということだと思います。その点は、既に六年、七年にわたって改革が進んでおりますので、その点を、改めて一体どういう行政水準、行政サービスが今行われているのかというのをきちんと評価しながら行政財政改革について議論する必要があると思っています。

それから、つまり自治体の存立そのものが問われるような状況になっている。自治体というのは住民の福祉を確立するのが自治体の存立目的ですが、それ自身が、自治体自身がそういう地域域の労働条件、働く人の生活条件を切り下げるようなことをするのは困ると思いますね。その辺については自治体の側にも僕は自覚を持ってもらいたいというふうに思っています。

それからもう一つは、三の二番目になります

が、一方でこれまでの地方債依存の財政運営のツケが回ってしまっていて、公債比率が非常に高くなっているということで、財政の硬直化という点では、特に借金というのはやっぱり大きいですが、この負担が非常に大きく、なかなか縮小してまいりません。単独事業を削減してまいりまして大体半分ぐらいになっておりますけれども、しかし、それでも従来発行した地方債の公債費の削減が重くのしかかっておりまして、それが人件費削減の圧力にもなっているというふうに思っています。

それから、新財政再建法が四月から施行されておりますけれども、これもまた四つの指標で財政、これから健全化、再建を進めることになっておりますけれども、これについてもその指標によって財政運営についての先の見通しの心配から、やはりなお行政財政に関する改革圧力というのは掛かり続けていると思います。これが一つの財政の今の現状だと思いますね。

一方で、四番目に書いてありますが、府県や市町村に対する仕事は増えておりますが、府県や市町村に対する仕事は増えております。

私は大学の方で福祉の方を教えておりますが、その領域で言いましても、二〇〇〇年以降に、児童虐待防止法それからDV法さらに高齢者虐待防止法、いわゆる虐待関係ですけれども、これらはすべて市町村の責任になっております。

ところが、市町村の責任になっても、職員を配置しなきゃならないわけですが、そのための財政措置がされておらずに、現場では業務です、ね、取りあえず業務をやっている。児童虐待防止までまだ専門職がいるわけですよ、県の方に。ところが、高齢者虐待の方にはだれも専門家ははいんです。児童よりもっと難しい、高齢者の場合は、それについての言わばスタッフの保障というのは何もないので、非常に厳しいというか、難しい状況だと思っています。

そういう状況が、例えば地域就労支援事業、また就労事業にちょっと地域の就労、東京なんかを除けば厳しさが進んでいますが、地域就労支援事業

業なんかも求められますし、さらに地球環境対策ということも、今度新しい法律ができるようだけれども、これも府県や市町村に計画作って地球環境対策を進めるということになっていきますが、そのための専門職がいるでしょうか、そのための財政措置がされているでしょうか。それはもちろん基本的には一般財源保障ですので、地方交付税の中で見なきゃいけないわけですが、僕は、それはちょっとどうでしょうか、ちゃんと検討していただきたいというふうに思います。全く僕はその点は十分だというふうに思います。

それからもう一つは、五番目ですが、一時鎮静していた東京一極集中の傾向が加速しています。これは、東京の世界の金融市場の中心、センターとしてビルドアップしていくという面では多分今後投資が進むでしょうし、その点でこの東京一極集中というのは、それに賛成反対は別に、進んでお進みと思えますね。その結果、やっぱり地域格差は開いていくでしょう。それに対する適切な格差を是正するための政策が取られているかどうか。今回はそのためにイシューされたわけですが、それで十分かという問題があるわけですね。

本格的に考えなきゃいけないことですね。その点で、六に書きましてけれども、基本は地方交付税の増額あるいは還元というのはやはり自治体の側からすれば基本的なニーズだということに思っています。

そういった今までのお話したことを前提にちよつと今回の三法案について意見を述べたいと思います。

ちよつとはぐつていただきました、二ページになります。まず交付税の総額と地方財政計画の総額が若干上向いたという点について言うと、これは七、八年ぶりのことですので、自治体の現場からいえば明るい材料だというのは言えますね。

その点で、総務省とか財務省の方の議論も相当いろいろあったと思うんですが、一応下げ止まったというのかな、という状況については一応歓迎はしたいと思っています。

ただし、九番に書きましてように、この交付税の増額というのは二千億程度ですけれども、これは地方再生対策費の四千億円で二億二千億増えているんですね。この対策費が二億二千億円減なんです。だから、そういう点では、交付税増という地方団体側の要求というのは部分的というのかな、少し変形されているんじゃないかなというふうに思います。

それから、この地方再生対策費について言いますと、交付税として配られますので、特に人口基準です。これは小規模町村にとっては、今まで小規模町村というのはある意味でかなりいいめられてきた面があるわけですが、段階補正の見直しとかいう形で小規模町村、特に一万人未満規模の町村にとってはかなり厳しい状況でしたが、これがちよつと、具体的にはやっぱり数千万円の交付税増になるわけですから、それなりの評価はできるかもしれません。小規模町村にとってはですね。

ただ、この地方再生対策費の原資というのは地方法人事業税を国税とした地方法人特別税の一部なので、そういう点では地方税でもって地方交付税を増やすという地方間の移転になっているんですね。その点は十分な議論ができたのかなというのはちよつと心配であります。

十一番になりますけれども、都道府県の法人事業税の一部、二兆六千億円を国税とする地方法人特別税の創設によつて、それを原資に都道府県に、翌年度ですが、これを水平的財政調整と言っているわけですが、これは水平的財政調整と言っているわけですね、地方間の財政調整というところ、交付税というのは垂直的財政調整を原則として、交付税というのは垂直的財政調整を原則として違反するんじゃないかなというふうに思っています。

十二番で、国税とする地方法人特別税については、税収面からの財政力の格差を是正するという一つの工夫であるという評価はできます。特に、東京に集中した財源を他の団体に水平的に再配分

するという意味では評価はできるんですけど、ただし問題点があるということです。二つあります。

一つは、一番大きい点は、この決定過程に自治体に参加できなかったということです。あるいは、させなかったということです。地方税を国税にするということについて地方団体の意見をほとんど聞かれなかった。その仕組みがなかったということです。その点は、地方の意見をこういった協議の場に、あるいはそういう協議の場をつくってきちんと反映させる必要があるというふうに思います。

特に、二〇〇九年度に抜本的税制改革が予定されておりますので、それに合わせて、今回の税制改革も多分変わるでしょうから、改めてこの地方税の在り方について協議する場を、地方六団体、総務、財務両省を中心にした委員会と議論していただきたい。それをどういう形にするかについてはいろいろ御議論があると思いますけれども。これについては、そういった地方財政委員会みたいな形は、地方財政平衡交付金制度というのが前ありまして、昭和二十四年から二十八年まであったわけですが、こういった仕組みを参考にされたらいいんじゃないかというふうに思っています。

それからもう一つの問題点は、地方法人特別税が今年度はほとんど収入されませんので、都道府県の方は臨時財政対策債でその分を賄うことになっていく。そうしますと、これは本来、税で来るべきところが地方債に振り替わっているんです。それはまた地方財源の先取りになっているんです。そういう問題点もあると思います。

それで、あと、三ページになりますけれども、特に一番強調しておきたいのは、水平的財政調整というのは、これはいろいろな議論あるんですけども、現在の経済構造とかあるいは税制の在り方ですと、そういった、かなり極端な税の偏りが出ますので、そういう意味で、それを是正するための水平的財政調整はあってもいいと思うんです。

すが、前提上は、先ほども申しましたように、自治体責任を持って議論に参加して決定する、そういう仕組み、それを国と一緒に決定する、そういう仕組みがないと、結局、特に今回の場合は地方税を言わば召し上げる形になっている、それに参加できていませんので、分権改革に背馳する決定だったと思います。

具体的には、自治体が決定過程に参加できなかったことを含めまして、言わばあきらめというのかな、あるいは、やはり国に従っていけばいいというような、分権改革の趣旨からするとそれに背馳する意識が自治体現場に生まれているという点が一番の問題点だと思います。

それで、そういう点では、十七番に書きましたが、けれども、地方財政・税制協議会ですか、仮称で、そこでは地方税の在り方全体を議論していただきたい。特に、法人関係税をどうするかですね。これについては、地方における地方法人関係税を地方消費税と入れ替えるという議論もありますので、より安定した財源として、あるいは格差の少ない税としてございますので、その点も含めて議論するような場がほしいというふうに思っております。

時間が参りましたので、この辺にします。どうもありがとうございました。

○団長（高嶋良充君） ありがとうございます。次に、小西公述人にお願いたします。小西公述人。

○公述人（小西砂千夫君） 小西でございます。どうぞよろしくお願申し上げます。

本日は、このような場にお招きをいただきました。意見を述べる機会をいただきましたことを深く感謝を申し上げます。

それでは、私は、この三つの法案に関しまして、基本的に賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。資料は三枚物の資料を用意いたしました。二ページ目のところに、ごく項目だけの簡単なものでございますが、それについてまず、二ページ目の資料についてから御説明を申し上げたいと思います。

上げたと思います。

平成二十年度の地方財政計画の策定をするに当たって、いろいろな制約条件といえますが、クリアしなければいけない課題というものがあつた、この一から五がその課題になるわけですが、これは私が論文といえますが、そういう専門の雑誌に書く機会がありましたので、この五項目は、二十年度の地方財政計画の策定をめぐって求められた要件を私なりに整理したものでございます。

まず一として、地方交付税をこれまで過去、平成十三年度がピークでしたので、十四年度から地方財政計画の削減、圧縮が始まっているわけですが、けれども、それによって地方交付税が大きく減額されております。その地方交付税の復元を求める地方自治体、地方からの声というのが非常に大きくなって、それに対してやはり何らかの形でこたえていかなければならないというのがまずあつたと思います。

思いですが、二番目に、これと全く反するといえますが、正反対のものとして、歳出歳入一体改革という政府方針がございまして、それを遵守して、その枠組みの中で地方歳出の抑制を行うということとなつていたこととございます。

この歳出歳入一体改革は、小泉内閣としての最後の基本方針であります基本方針二〇〇六の中に取められたといえますが、その中に入ることによって閣議決定されたものでありまして、平成二十三年度に国、地方を通じて基礎的財政収支の黒字化を達成するための大方針であります。

基本方針は、基本的には次年度の予算編成方針を含む政策全体の、内閣としての政策全体の方針を決めるものであると理解しておりますけれども、この基本方針二〇〇六に限りまして、平成二十三年度までの五年間の財政運営の指針になるものでございますので、そのような性格を持ったものだと思っております。当然、平成二十年度はその枠組みでの二回目の予算編成ということになりますので、この枠組みの下で地方財政計画を決めて地方財源の総額を手当てしていかなければならな

いということとございますので、地方歳出の抑制を行いつつ、地方交付税の復元を求める地方の声にこたえるという非常に相矛盾した局面の中で地方財政計画の策定であつたというふうに理解しております。

その中でも特に三番目として、地域再生・活性化に対して政府として特に配慮する姿勢を地方財政措置の中で盛り込む必要があつたと思われま

格差問題というふうになつておられますけれども、経済力の格差の問題と地方財政の財政力の格差、自治体における財政力の格差ですね、非常に相関関係は非常に深いものがありますけれども、地方財政の方はこれは制度の枠組みでございまして、基本的には税制度とか交付税制度とか、そういうものをどういうふうに変えるかによって地方自治体間の財政力の格差というのは非常に大きな影響が出てくるものでございます。

近年の地方財政計画の圧縮が進む中で、最近でこそ少し陰りが見えてまいりましたが、大都市圏、特に東京都あるいは愛知県、首都圏、愛知県を中心として、残念ながら私の地元大阪はいま一つなんです。首都圏や中部圏では税収が非常に伸びておりますので、地方全体としての財源総額が圧縮する中で大都市圏を中心に税が伸びるという形になります。これは必然的に地方交付税をもらっている団体ともらっていない団体、交付団体と不交付団体の格差がどうしても基調として広がっていくこととなります。また、地方財政計画を圧縮していますので、交付税をもらっている団体の中でも税収に比例した格差というのは厳然としてありますので、結局のところ交付団体の間でも格差が広がっている。

この交付団体と不交付団体の間の格差、交付団体間での格差というものが近年ではこれほど広がった時期というのは、振り返ってみても少なくともしばらくはなかったのではないかとと思われるわけです。そういう今までのような局面の中で地方再生・活性化に配慮する地方財政への特別な

措置が必要であつたという状況ではなかつたかと思ひます。

四番目にありますように、その際には、地方財政にふさわしい偏在性の少ない地方税体系を構築するということを通じて格差の是正を図っていくことが最も望ましいわけですが、少なくともそれにつながるような制度的な仕組みをつくる必要があつたということであると思ひます。

最後に、これは余り注目されていない部分ではありますけれども、我が国は先進国の中でも、あるいは我が国の歴史の中を見ましても最も財政状況が悪い状況でありますので、その財政危機の克服という大きな課題の中で財政運営をしていく必要がありまゝです。その中ではこの折半対象の経費を、いわゆる折半対象経費を復活させることなく、また平成十八年度における地方交付税総額の予算割れの後処理といひますが、それが平成二十年度に当然来ますので、それにも配慮して財源総額を手当てしなければいけないという状況であつたと思ひます。

資料でいきますと三枚目ですが、そういう状況の中で地方法人特別税と地方法人特別譲与税という異例の措置が講じられて、全体の調整を、いろんな制約を縫うような形で財源手当てが行われたといふふうに私は理解しております。あらゆることを満足させるような解決ではないといふふうには思ひますけれども、その様々な制約をかいぐるといひますか、並べ立てようと思ひますとこういう措置が必要ではなかつたかと思ひます。

創設の趣旨としては、これは法律の条文そのものの引用でございませうけれども、暫定的な措置として設けられたものであるといふところがポイントであらうと思ひます。

本来は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるべきであるけれども、それまでの暫定的な措置として法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、それを譲与税として都道府県に対して譲与するといふ形で設けられたものでございませう。

すが、その背景には、先ほど申しましたように、地方財政計画の圧縮が進む中で大都市圏を中心に税収が伸長し、不交付団体水準超経費の拡大という形で交付団体と不交付団体の格差が拡大をしたと、それを是正すべきではないかという国民の声といひますか、関心が高まつたと、こういう状況の中で設けられたものでございませう。

その評価についてでございますが、税源移譲といふことが地方六団体を始めとする地方の声でございますので、地方法人特別税は頭に地方と付いておりますが、国税でございませうので、国税へのシフトですので、これは分権に逆行するといひ言われ方、これはもう一方ではあるところではございませうが、偏在性の小さい地方税制を構築するための暫定措置である、その暫定といふところが法律に書かれていゝところが一丁ございませう。

それと、地方法人特別譲与税の譲与基準が、かつて地方消費税が創設する前にありました消費税、国税の消費税を譲与税とするといふ消費譲与税といふのがかつてはございませうが、その消費譲与税と同じ譲与基準でありますので、その財源配分、財源の配分の効果としては地方消費税とよく似たシェア割りといひますか、なるものであるといふことがございませう。

それから、この地方法人特別税はいわゆる一般会計、国の一般会計の税収ではなくて、交付税及び譲与税配付金特別会計への直入財源でございませうので、地方の財源という性格が非常に近いと。

あるいはその徴収は地方が行う、あるいは国税通則法等の適用外であるといふような非常に異例な措置であるといふこともありますので、これはいわゆる地方共有財源といふふうには言ひ得るものではないかといふふうには理解をしております。もつとも、暫定措置は暫定としての措置でございませうので、地方消費税に振り替へることが望ましいわけでありませうが、一定の評価はできるのではないかと。

ただ、もつとも、今後、地方はあるいは地方税

のウエイトを増やしてほしいという意見を持つておりまして、少なくとも五対五にはしたいという意見が強い中で、税源の偏在性に大きく抵触することなく地方税のウエイトを高めるといふ非常に難しい問題があると。それをクリアする一つの方法として、地方譲与税を地方税に準ずる地方共有財源であるといふふうには考える考え方といひます。今後非常に重要なものとなるのではないかと考えてを私自身持つておりますので、併せて地方法人特別譲与税の評価として述べさせていただきます。

時間が参りましたので、以上にさせていただきます。ありがとうございます。

○団長(高嶋良充君) ありがとうございます。

次に、木村公述人にお願ひいたします。木村公述人。

○公述人(木村幹雄君) おはようございます。京都におきまゝ労働組合のローカルセンターであります連合京都で会長をしております木村でございます。こうした場で発言の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

私からは、まず最初に、京都などのような一地域、地方でどのような状況にあるのかといふ、そういうことにつきまして、雇用といふ一つのキーワードをもつて少し述べさせていただきますといふふうには思ひます。

連合京都といたしましては、今年も〇八春季生活闘争を取り組んでまいりました。二月二十日から春闘キャラバンとして、各地の経営者団体、ハローワーク、そして労働基準監督署や自治体首長に今年の要請を行ひまして、併せて各地域の雇用環境などをお聞きしてまいつたわけでございませう。その中で、特に今年の特徴的なことにつきましては、年明けに起こりました株安、円高によりまして、またしても経営不安がささやかれるなど、外需に依存する日本の経済が弱点を露呈してきたのではないかといふふうに思ひますし、同時に、原油を始め原材料の高騰で賃金、労働条件切

下げなどの不安がまたしても広がつておるといふに感じたところでございませう。

こうした問題に關しまして、安定した社会の持続にとりましては、安定した雇用確保、そして日常の生活を営む上で安心できる賃金、労働条件の確保といふものが不可欠なものであるといふふうに考えておるところでございませう。ところが、本年一月の京都府における雇用情勢を見ましても有効求人倍率は〇・八五といふ、昨年同月比で〇・一八ポイントも下がつておりまして、大変心配する数字となつておるわけでございませう。

また、京都府内におきましても雇用問題での地域間格差そのものが拡大しておるといふふうには、このキャラバンを通じて感じ取つてまいりました。特に、京都府北部地域におきましては、一部の地域を除きまして非常に厳しい雇用状況にあるわけにございまして、繊維産業を始めとした企業の縮小、撤退、そして人口の減少にもなかなか歯止めが掛からない、ますます地域の活力をなくしていくといふ、そのようなスパイラルに陥つていゝ感もあるわけでございませう。限界集落といふ嫌な言葉も生まれまして、早急に地方の活性化に向けた支援策の実現を望むものでございませう。

続きまして、連合京都としての雇用の取組について述べたいと思ひます。

連合京都といたしましては、昨年四月に京都府、経営者協会、労働局と協力いたしまして、就労支援を目的にジョブパークを立ち上げ、連合京都からも人を派遣してまいりました。そして、ジョブパークでは、若者だけではなく中高年者の転職職、女性、母子、ハンディキャップを持った方の就職相談、支援などの取組を行つてまいりまして、昨年実績で来訪者は四万二千三百九十九人、そして正規雇用は二千三百五十九人、非正規が六百五十三人の合計三千三百五十九人が就職決定するといふような成果も出してまいつたわけでございませう。

就労支援につきましては、大量退職を迎えた社会、女性の社会参画、母子の就労支援など、労働人口の減少に対する取組としても不断に行つてい

かなければならない施策であろうというふうに思います。連合京都といましては、更なる事業の充実を京都府に求めまして、府は今年度予算でジョブパーク関連で二億六千五百万円を計上していただいておりますのでございます。

こうした連合京都の取組を背景にいたしまして、本日のテーマであります地方税につきまして少し述べさせていただきますと思います。

とりわけ今話題となっております道路特定財源、また暫定税率の問題をとらえてみますと、今回の問題につきましては、国政レベルにおける与野党の対立構造から派生した政局絡みとしての問題としてのみとらえるというのではなく、やはり戦後長年にわたって積み上げられてきました地方の政治、経済における様々な構造的課題に対して、行政も国民も真正面から地方が抱えるそうした問題の解決を探索的起爆剤としてとらえるべきではないかというふうに思うわけでございます。

確かに、各自治体におきましては、この新年度を迎える中で予算執行の延期、停止等、事業の見直しを迫られているような部分もあるわけでございますが、国家の根幹を成す税制度の中で、暫定という名の下で三十数年間も税率が持続してきたこと自身が大変異常なことでありまして、来年度にはこのようなことが起こらないように、与野党間での合意づくりに専念していただくことを切にお願いをしておきたいというふうに思います。

そして、ガソリンを中心とした消費者課税、そうしたものを道路財源を確保していく、これを主として地方の道路整備に充てるという構造自身は地方への所得再配分機能を持ったものでありまして、政策的には一定意義のあるものだというふうには思うわけでございますが、今後の地方経済の活性化というふうな問題につきましても、あるいは高齢化社会、また医療や介護などの住民生活の維持向上という課題を考える上におきまして、地方における道路や交通網の整備なども含めまして、積極的に地方自治体の主体性を尊重するような税制に改められるべきではないかという

うふうに考えるところでございます。

ちなみに、今回の暫定税率徴収がストップしております。これがガソリン価格の引下げとなってきていることは、交通運輸関係に従事する労働者にとりましても明るい話題と歓迎されておるところでございます。京都では、とりわけ通勤や日常生活で車が不可欠な北部地域など家計にとって非常にプラスに作用しているものと、また、それが地域経済にとっても喜ばしいことだというふうにとらえておるところでございます。

それよりも私は、税であれ、保険料であれ、低い方がいいとか安い方がいいということではなしに、今必要なものあるいは将来の安心のために必要なものについては積極的に負担していく。その代わり、何のために必要かということ国民に説明する必要があるんじゃないかというふうに思うわけでございます。今の国のやり方、後期高齢者医療制度など全く説明ができていない。簡単に制度をいじくり過ぎることにつきましては、医療制度全般への信頼を損なうことにもなりかねない。様々な問題を持ちながら、今日の国会において数の論理でなく、話合いの重要性が認識されてきていることにつきましては、国民に説明を十分に尽くすという、そういう意味からも非常に有意義なものであるというふうに思うところでございます。

そして、私たちの取組に大きな影響を持つ地方財政について述べさせていただきますたいと思っております。

今日、地方財政を悪化させてきた大きな原因の一つが、小泉政権下で進められてきた地方交付税の削減にありまして、いわゆる三位一体改革は地方の活性化には結び付かず、地方から財源を奪っただけではないかというふうに感じておるところでございます。

私たち地方連合と一番近いところにあります地方自治体におきましても財政は非常に悪化しております。さきに述べました京都の行労使で行いますジョブパークの事業につきましても、拡大大

ではなかなか進まないのが現実でございます。

そして、先ほど澤井先生の方からもありましたように、自治体におけるアウトソーシングだけが続いておるわけでございます。官から民への掛け声の下、指定管理者制度やあるいはPFI方式の導入、市場化テストなど次々と実施され、自治体職員も現業職場を中心に非正規雇用が増えておりまして、自治体によりましては非正規の職員数の方が正規職員を上回るようなところまで出てきておるのが現実でございます。京都府内においても、指定管理者でありました株式会社やくのふる里公社が破産することによりまして、福知山市にありまして道の駅農匠の郷やくのの宿泊施設などが閉鎖されました。こうした手法が万能でないことが明らかになっておるわけでございます。特に、不安定雇用の労働者を行政自らが生み出している現状につきましては、私たち労働組合の立場からいたしましても見過ごすわけにはいかないというふうと考えておるところでございます。

あわせて、昨年六月に地方財政健全化法が成立したわけでございますが、その結果、病院や福祉、下水道事業などにおいて、不採算を理由に切り捨てられていくおそれが出てきておるわけでございます。更なる公共サービスの低下が心配されてきているところでございます。あくまでも自治体において無駄を省くことが前提ではありますが、この格差社会を解消していくためにも、すべて国が管理していくという、そのような社会ではなしに、地方自治体により主体的に事業に取り組んでいく、そのような社会の方が地域のニーズに対してきめ細かく的確に対応できるのは明らかであります。

最後ではございますが、地方自治体の自主性、主体性を支え、地方分権をより一層進めていただくと、そういうことを希望申し上げまして、私の発言を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。
○団長(高嶋良充) ありがとうございます。汐見公次に、汐見公述人をお願いいたします。

述人。

○公述人(汐見明男) 皆さん、おはようございます。先ほども御紹介をいただきましたように、京都府町村会では会長を仰せつかっております井手町長の汐見でございます。

今日は、地方公聴会に意見を述べる機会を与えていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

時間も限られておりますので、本題に入らせていただきます。

資料をお渡しをいたしておりますが、まずページ目、平成の大合併と言われました今回の合併によつて府内の状況はどのようなものかということでありまして、青が合併市町村、そしてグレーが人口一万人未満の合併できていない町村ということでございます。

府内で合併が始まりましたのが平成十六年の四月からであります。それまでは、市が十二、町村が三十二、四十四市町村でありました。その後四年間で合併が進みまして、現在は、市が十五、町村が十一の二十六市町村となっております。全国的な流れと同様でありまして、町村が三十二から十一というところで、大幅に減少をしているということでもあります。その残った十一の町村でありますけれども、三つに分けることができると思っております。一つは今回の合併によつて新しい町になったところと、二つ目は合併をしないという選択をしたところ、そして三つ目には合併はしたいけれども実現をしていないところとあります。

資料一の一冊下を見てもらいますと、⑦木津川市というのがあります。これは学研区域に入っているわけでありまして、その隣に和東町、笠置町、南山城村というのがあります。これは人口一万人未満であります。これが同じ郡でありまして、三町村も合併を望んでおられたわけでありまして、結果的には木津川市となった三町から拒まれたと、こういうことであります。そのやはり大きな要因は、地方財政が非常に厳しい、

こういうことであります。

したがって、合併がしたくてもできてない、実現していない町村であります。小規模な団体で地理的条件が悪い、そして財政基盤が脆弱である、地方分権の受皿にはならないと、こういうことであります。したがって、この町村をこれからどのようにしていくのかということが大きな課題ではなからうかと、このように思っております。

そして、資料の二ページ、三ページ、四ページ、これは地方交付税の推移ということで十年度と比較をしております。二ページが京都市を除く十四市の計、そして三ページが十一町村の計、そして四ページが人口一万人未満の五町村の計ということであります。

次の五ページ、六ページ、七ページにつきましては、地方税も含めた実質的な一般財源の推移ということで、これも同じように十四市の計と十一町村の計、そして人口一万人未満五町村の計と、こういうことであります。

その次の八ページは、実質的な一般財源の増減率ということで、これは十一町村の状況を表しております。これを見てもお分かりのように、人口規模が小さくなればなるほどこの間の減少率が大きいと、したがってそれだけ影響が大きいと、こういうことがお分かりいただけると思います。

そして、その次の九ページ、十ページ、これは町村の経常収支比率なり比率の推移ということであります。これも見てもお分かりになりますように、人口規模が小さくなるほど財政構造が悪くなっているということであります。

そして、十一ページであります。これも高齢化比率の推移であります。人口規模が小さくなればなるほど高齢化比率も高くなっていると、こういうことであります。

京都府内の十一町村でありますけれども、その半数がこの間で基金がほとんどなくなつたと。人件費を大幅に削減をして、そして事業費をもう最

小限に切り詰めて何とか予算を組んでるところと、それでも組めないところについては、公共料金の引上げ、あるいは地方税についても標準税率から超過税率を適用していると、こういうことでやつと予算を組んでいけると、こういう大変厳しいといひますか、もう危機的な状況にあるということでもあります。

そういう状況の中で、十二ページでありますけれども、暫定税率廃止による影響額であります。十一町村ですつと示しておりますけれども、一番左の譲与税等、これは一般財源になるものであります。これは地方債の償還等に充てていられるということでもあります。その右が今回の暫定税率廃止による影響額ということで、十一町村合計しまして五億二千二百萬、一町村四、五千萬ということでもあります。

皆さん方から見れば、何十兆円という予算審議をされている関係で、これぐらい微々たる金だと思われれるかも知れませんが、私も町村からすれば非常に大きな財源であります。当然これは、借金は返済をしなければならぬわけでありまして、この影響した財源をどこからか工面をしなければならぬ。ところが、これがなかなかその当てがないということでありまして、我々からすれば、歳入欠陥に陥らないように何とか手当てをきちつとしてほしいと、このように思っております。

また、道路整備でありますけれども、昭和四十年代に全国で道路整備が進んでいったというふうにあります。ただ、京都の場合は、四十年代あるいは五十年の前半まで道路整備がほとんど進まなかったといひます。されなかつたわけでありまして、ですから、五十年の後半から整備が始まつたということでありまして、十年から十五年全国ほかより遅れているので、五十一年の後半から整備が始まつたわけでありまして、五十一年の後半から整備が進んでいきました。やつと我々田舎の方に道路が進んできたと、こう思つたときにこの暫定税率の問題であります。

我々も先行投資といひます。田舎の者も税金を納めてきたわけでありまして、これはやはりこれから返してやらねえと、若い者も整備がして便利になつたら転出は少しでも止まるだろうと、こういう期待をしていたわけでありまして、それが止まるようなことになりまして、我々はだまされたと言わざるを得ないわけでありまして、私は京都の六区に位置しておりますけれども、衆議院の方も自民と民主の方おられます。話をしますと、我々が計画している道路、皆必要だと、こう言つていただいております。恐らく京都全体もそういう状況だと思ひます。我々からいへば、この議員の中でそれぞれの選挙区で必要でない道路がもしあるとしたら、それはやつぱり出すべきだと。必要でない道路は棚上げしておいて、そして必要な道路を整備をしてくれたらよいわけでありまして、それがなぜできないのかと疑問に思つております。

我々は、将来は道路整備をしてもらえろと思つて税金を納めてきたわけでありまして、望んでいる道路整備をきちつとやはりやつてほしいというところをお願いをしておきたいと思ひます。それと、余り時間もありませんので、私の町の状況を少し、現状を申し上げます。

私の町は昔から土建屋の町と言われてきました。現に世帯数が三千余りありますけれども、ピーク時には二百五、六十の業者がありました。もちろん零細業者であります。したがって、下請、孫請といふことでやつていって、よく周辺の住民の方から言われたのは、近畿のどこ行つてもどこにか井手町の業者が仕事をしていると、こういうことであります。それだけ業者数が多いと、多かつたといふことで。

しかし、この間の公共事業費の大幅な削減によつて、倒産なり廃業なり、あるいはほかへの転出といふことで、この二十年度で八十四業者になりました。三分の一に減つたといふことであります。当然、この土木建設業だけではなしに、それに関連する業種にも影響しておりますし、小売業

についてもシャッターが下り続けているという状況であります。

そして、生活保護の世帯数も年々増えておりまして、十八年度でありますけれども、三千二百ほどの世帯で二百二十一世帯であります。ですから六・七の高率と、こういうことであります。

今までは、業者の中ではまあ将来井手町は三十業者ぐらいは残るだろうといふ話をされておりましたけれども、この暫定税率が廃止ということになりますと、恐らくすべて消えるだろうといふことが言われていまして、それだけ大変な状況であります。そうなりますと、町全体がもう取り返しの付かない町になるということでもあります。

私はこの間、直接関連をする建設組合、あるいは井手町の職員組合、解放同盟、京建労、こういふ団体の人とこういふ話をしてきました。事実を申し上げてきたわけでありまして、先ほど連合の木村会長、意見を述べられましたけれども、そちらの方にもまた行つたときにはひとつ対応をよろしくをお願いをしておきたいと思ひます。

それにしても、参議院に予算関連法案が送られて一か月半、審議も話合ひもされない。我々から見れば考えられないことなんです。異常なことでありまして、私は昔から、参議院は良識の府といふうなことを聞いてきました。今の参議院、余りに政党ばかりにとらわれ、考えられていのではないかと。やはり良識ある判断をお願いをしたいと思ひます。

先ほども言いましたように、国民が先行投資をして税金を納めてきたと。それは道路を整備してもらえんだといふことであります。このやはり期待を裏切つてもらいたくないといふことと、我々自治体の運営が支障のないように、十分、といつても時間を掛けずに、できるだけ早く良い結論を出していただきますようお願いを申し上げます。意見とさせていただきます。

○団長(高嶋良充君) ありがとうございます。以上で公述人の方々の御意見の陳述は終わります。

した。

それでは、これより公述人に対する質疑を行います。

なお、委員の質疑時間が限られておりますので、公述人の方々は御答弁は簡潔にお願いいたします。

また、御発言は、挙手の上、私の指名を待ってからお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○梅村駿君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の梅村駿でございます。

まずは、本日、公述人の四名の方々、率直な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。私の方から、今の四名の方からの御意見を伺いした上で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、地方税制、今回改正に関する全体的なことに、澤井公述人それから木村公述人の方にお伺いしたいと思います。

今回、平成二十年年度の地方税の改正の一番大きな特徴は、やはり都市と地方の共生という考えの下、法人事業税の一部、これは二兆六千億円になりますけれども、これを地方法人特別税として国税化し、そしてそれを譲与税として地方に再配分するという制度と、そしてもう一つは、地方交付税の中に四千億円の地方再生対策費というのを設けて、そしてこれを人口であるとか面積あるいは高齢化率に合わせてそれぞれの地方に配分をしていく、これが一つ大きな目玉ではないかと思っております。

特に、地方再生対策費におきましては、もちろんある一定の小規模の町であるとか村であるとかというところに対しては一定の効果があるとは思いますが、一方で、これは地方税の国税化でありまして、今現在、現時点で財政に苦しい自治体をダイレクトに助けるものではないかと。やはり今の各地方自治体、特に地方の財政の悪化というその根本は、この六年間、七年間で進められ

てきた地方交付税の総額の絞り込み、総額の削減というところにあると思えます。

そういうことから考えますと、まず求めなければならぬことは、この地方交付税の総額をまず復元していく、さらにその中で地方への配分を考えていくということではないかなと思うわけですが、この地方交付税全体の総額の復元、先ほど澤井公述人の方から五兆円の復元という内容がありましたけれども、この全体の復元、さらには、これから先の地方交付税の在り方、地方への税源移譲のやり方、そういったことに関する展望も併せてお答えいただければと思います。

○公述人（澤井勝君） 簡潔にということなので簡潔にやりたいと思っております。

まず、地方法人特別税の評価なんですけれども、これは先ほど申しましたように、水平的財政調整で、これは都道府県間の話なんですけれども、富裕団体から貧困団体への税源の移転の仕組みとしては一定の評価ができるだろうと思うんです。ただ、僕が言っているのは、その仕組みをつくるやり方が自治分権に背馳している。つまり、自治体の合意と、それから責任を持って議論できる、決定できる、そういう場を抜きにして、特に地方税ですら、その辺はだから、今後ですよ、今後、そういう仕組みをつくっていくかという自治体の自治分権の意欲をそぐというふうに思います。

やっぱり自治分権というのは、自分で責任持つて、その結果について責任持つて決定していくことが自治分権ですから、それが阻害されて自治分権しろうたつて無理ですよ。そういう点をこの政策をつくった方々は深く反省していただきたいというふうに思います。

その点は自治体の側にも、六団体の方でちゃんと意見まとまるかといったなかなか難しいと思うんですが、でも、そういった六団体の意見の中にある違う意見を聞かせながら地方全体としての意見をまとめていく、そういった力量が問われているわけで、そういう場をつくっていく必要があると思います。それが一つ。

それから、地方再生対策費の件ですが、地方再生対策費も四千億円、確かに小規模団体にはもう出ていますので、何千万円来るとかいうのでちよつとほころんでいる、顔がね、という面があるんですが、そういう点ではまあ悪くはない政策だと思えます。ただ、この地方再生対策費の原資がやはり地方法人特別税という元々は地方税ですから、そういうのはちよつとおかしんやないのかと。やるとしたら僕は国税を割くべきだったと。

具体的に言いますと、今ちよつと話題に出ておりますが、道路目的財源、一般財源の議論出ておりますけれども、その一部を割いて交付税の方に回してとるか、それを交付税で地域活性化のために僕はやるんじゃないかと思えます、例えば。あるいは社会保障に回してもいいんですけれどもね。そういうのが一つ。それからあと、例えば証券関係税制の優遇税制ありますね。それで、配分だけでも四千億円あるわけですから、その分を回すとか、そういう国税の方から回すという工夫があつてよかつたと思うんです。

だから、今後もしも、僕は地方再生対策費は四千億じゃ足りないのでも多分二兆円ぐらい必要だと思ふんですよ、ただ、一千八百の市町村に対して例えれば前の、これは評判余り良くありませんでしたけれども、ふるさと一億円事業あつたでしょう、ああいう形のを例えれば二億円を配つたら大分違うんですよ。そうすると、その財源は三千六百億円ぐらいですよ。そのぐらい出ます。それを国税として配分するということだったら僕はなるほどなと思いますけれども、それを地方税の中だけで融通し合うというのはちよつと、狭い財布の中をかき回しているだけじゃないかなというふうな感じがします。

ですから、交付税はあくまで国税でやるべきだと思います。そういう筋はちゃんと立てていただきたいと思ひます。もちろん、だから今回の場合は臨時の措置なので、暫定措置なので、暫定措置の後をどうするか、その議論をしつかりしていただきたいというふうに思います。

それから、交付税の総額の話ですけれども、交付税の総額については、知事会の方は五兆円と言っておりますので、一応腰だめで五兆円と言っています、中身を具体的に、何ぼで何兆円という積み上げた議論が必要で。僕なんかは、例えば現在、自治体レベルでいきますと介護保険が崩壊と言われていますね、介護崩壊と言っている。要するに、給与水準が低いものから、人材が介護の現場から他の産業に出ていってしまう、特に都市部でひどいわけです。それが僕はコムスのいろんな問題の一つの淵源になっている、要するに人手不足がね、なっていると思うんです。

ですから、そういう点での、介護報酬の見直し、来年の一月に決まるはずですが、介護報酬の引上げの中で、その分を例えば地方財源としてどうするか。地方財源として介護報酬分を例えば一兆円積み立てるとかいうような議論が必要なんです。それが、すぐそういう問題が出てきますね。

それから、先ほどの専門職の話がありました、高齢者虐待防止とかね。これがたえ専門家一人一千万円、人件費として、社会保障の事業主負担を含めて一千万円として、事務費も含めて。そうすると、例えば一団体当たり、千八百団体のうち五人配置して九千人ですよ。そうすると、これは九百億円です。たしか。このぐらいの金は出るでしょう。そういう工夫が、そういうような交付税の中身を詰める議論をしていただきたいというふうに思っています。

○公述人（木村幹雄君） 専門的なところまではとても踏み込めないわけですが、基本的な部分で、やはり今回のこの地方法人税の問題につきましては、地方税の一部を国が取り上げていくという、まさに、そしてそれを再配分するというような考えにつきましては、従来から言われている地方分権あるいは地方への財源移譲の、そういう流れに対して逆行するものだというふうに思っています。やはりこれは地方分権なり地方自

治が尊重されていく、そのような社会でないときめ細かな住民生活に密着した社会はつくつていけないというふうに思うわけでございます。

地方財源につきましては、やはり交付税の問題等については、地方交付税を見直していく、交付税繰越率の引上げ、そうしたことによる交付税そのものの拡大、こういったことは求めていくべきだろうというふうに思います。あるいは、少し踏み込みますと、総務省が従来から主張しているような景気変動の少ない地方消費税の拡大、そうしたのもも断行するべきだというふうなことで考えておるところでございます。

以上でございます。

○梅村聡君 ありがとうございます。

それでは少し、今回は二十分という時間の枠内です、道路特定財源について質問させていただきますかと思ひます。

もう議論で公述人の方からいろいろなお話がありましたけれども、この道路特定財源、道路にだけ使うという制限の掛かった予算枠でありますけれども、我々会派の立場としては、一つこの特定財源の問題点というのは、道路というもののまずカテゴリーができて、そしてその中の優先順位ということが議論されてしまうのがこの特定財源という性質であると思ひつています。

一方で、やはり一般財源にして、道路のカテゴリーの中だけではなくて例えば道路と子育てあるいは教育、医療、こういったものとの外のカテゴリーとの議論も同時にしていかなければならないのではないかと、これが私は一般財源化の一番大きな目的であるわけであります。やはり本来、国民にとって本当に優先順位の高い事業というのは何かということと議論していく、そういった意味での特定財源化というのがまず一つ必要ではないかなと考えます。

そしてさらには、暫定税率の部分についてであります、これはもちろん、最初の導入時は緊急に道路を整備していくということが目的であったわけであり、今回、ガソリンが安くなったと

いうふうな報道もあるんですけども、このガソリンの値段に関しても、都市と地方を比べた場合、例えば東京の二十三区とそれから町村を比べた場合、一世帯当たりの車の整備費、維持費、これはガソリンも含みますけれども、東京二十三区では年間九万八千円、一世帯です。そして、町村部では年間一世帯当たり二十七万八千円と。地方の方でやはり車に頼った生活、そして実際の支出がやはり三倍近くあるという中で、素朴に地方の方が暫定税率がなくなつてそして生活が楽になつたという現実もあるわけであります。

私たち民主党は、何も道路を造らないようにしようというわけではなくて、本当に必要な地方の道路は、例えば国の直轄事業の地方負担分を廃止ですとか、あるいは法律改正の下で補助金あるいは交付金をしっかりと維持した上で、本当に必要でその地域で議論された上で造らなければならぬ道路というのは造れる、そういった仕組みはしっかり残していこうという制度を提案させていただいておるわけであります、そういった面で、やはり時代的背景も考えますと一般財源化、暫定税率廃止、これは一つの自然な流れではないかなという思いがいたしますが、この点に関しまして木村公述人それから汐見公述人からお話をいただきたいと思ひます。

○公述人(木村幹雄君) 先ほども述べさせていただきましたように、今、梅村先生の方からあります地方は負担が大きいという部分については、確かに今回の暫定税率が止まっていることについて多く歓迎する意見があるわけでございますが、我々の取組の中でもやはりこの道路特定財源に絡む雇用というののも一部あるわけでございまして、だから道路特定財源が必要だということじゃなしに、やはりそれそのものも地方の事業としてきつちり財源を確保するということが前提であつて、その後の使い道については各地方に任せる。それなら、任せれば道路はできないかといったら決してそんなことはないわけでございます。二十六の自治体それぞれの首長さん、立派な首長さん

ん、汐見町長もおられますが、立派な首長さんがおられるわけですから、必要なものをその中で優先順位を付けてなさつていかれる。今おっしゃられたように、道路がそういう福祉、介護まで、あるいは教育にまで跳ね返る、そういうものとして首長の裁量あるいは議会の裁量で使えるような形というのが一番のベターじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○公述人(汐見明男君) 今、梅村先生からいろいろお話を聞かしていただきましたけれども、どうもちよつとかみ合わない部分があります。それは、先生は大都市の方から見られていたのではないかなと。我々地方から見れば、先ほど言つたような大変厳しい状況にあるということであり、それと、この特定財源、暫定税率も道路を整備するというところで当然徴収をされてきたわけであり、まだ終わつてないところ、先ほど言いましたように数多くあるわけです。まずこれを終わらして、それでどうするかという私は議論が普通ではないかなというふうに思ひます。

それと、地方は交通網の整備が充実していないということに車に頼る、確かにガソリンを多く使うということであり、確かに、税金を多く払つてきて、なぜ、我々から見れば、そういう都市中心で道路整備がされてきたのか、不満でならないわけであり、したがって、何としても、約束でありますのでまず約束は守つてもらうと。

先ほども言いましたように、自民党の方も、あるいは、もちろん政権与党、それから民主党の方も、私が聞く範囲では必要だと言われているんです、我々が望んでいる道路は、なぜ、それなのに、どこに必要でない道路があるかなと。私はそれを知りたいんです。衆議院であればそれぞれの選挙区あります、参議院でも選挙区、比例もあり、要でない道路があれば、やはりそれはきちつと出すと。それは棚上げをして議論をしてどうするか

ということを決めてもらう。必要な道路はまずやるということだろうと思ひます。

○梅村聡君 今、井手町長、必要な道路あるのはこれまでの約束ということをおっしゃられましたけれども、具体的にこの井手町で、今の例えば暫定税率、今の特定財源で本当に必要と思われるものを造る、まず造り上げるといふことを言われましたけれども、じゃ、どれぐらいの期間これから掛かるというか、その状況を少し教えていただきたいなと思ひます。

○公述人(汐見明男君) 井手町は残念ながら財源が非常に厳しい町でありますので、国や京都府の事業にお願いをしています。

今一つ計画をしているのが、宇治木津線というのがあります。それは、京奈の方から京滋につながる道路であります。どれぐらいの財源でどれぐらいの期間、これは私は分かりません。それと、今、二十四号線で府道の整備をしてもらつてるところへ入る右折レーンを、これは国交省直轄でありますのでお願いをしております。橋門改修も併せてありますので、これは暫定税率が維持された場合は四、五年で整備がしてもらえらるものと思つております。ですから、今心配なのは、これが切ればこれがしてもらえないわけですね。町全体の計画が大きく変わってくる、これを大変心配をしているということでもあります。

○梅村聡君 終わります。

○磯崎陽輔君 おはようございます。自由民主党の磯崎陽輔でございます。今日は大変公述人の皆さん御苦労さまでございます。

まず、今ちょうどあった道路問題から入りたいと思ひますが、まず木村公述人にお伺いをいたします。

木村公述人のおっしゃつたように、今国会では話合いの重要性が認識されてきた、私もそのとおりだと思つております。今も福田総理は頭を下げて野党に対して話合いを呼びかけておられるわけであり、ところが、いろいろと前提条件を付けていまだにこの問題の話合いのテーブルに着かな

○公述人(木村幹雄君) 基本的な部分で、暫定という名で国家の根幹を成す税の率が三十数年間持続されてきていることについて非常に、今回こういう形で明らかになったので我々も知ったところですが、驚きを持っておるところでございます。それを、二兆今六千億円というふうにおっしゃられました、この部分、なぜ今まで逆に、逆にと言うのもおかしいですけど、国会で論議がされてこなかったのかなと。それが赤字国債なり、あるいは場合によれば消費税の引上げ、そういうことで国民にまた返していく、あるいはそれを今後の国家運営について必要な部分だということで国会で与党の方を中心に指導力を発揮されて日本の国

先ほと言いましたように、建設事業者という分野党の人が目の敵のように言うんですけれど、これは私、地方では本当に建設事業者の今経営状況大変だと思っています。私は大分県の選出でございますが、私の県でも今建設事業者が大変なことになっております。毎年毎年公共事業費が三%ずつ引き下げられておる、その中で一生懸命まだ残ったところは頑張っておるわけであります。また、建設事業者というのは、末端ではやはり農業をなさっている方が農閑期には建設事業をやることによって農業収入とその建設業の給与によって一年

か分かりませんが、国税になれば財務省が握るわけであります。そういう意味では大変心配をしておりますし、間違ひなしに地方が我々の思いが通じるようにお願いをしたいと思います。

○磯崎陽輔君　ありがとうございます。

じゃ次に、ちよつと地方財政問題について質問をしたいと思ひます。

私も、三兆円の国庫補助負担金を整理して、それを一般財源化し、税源を移譲、三兆円をしたと、これはいろいろと御批判もありますけれども、大きな方向としては良かったんじゃないか

知しておりますので、その枠組みを今後それで良いのかと。その方向でいくと、先ほどもこの場で出ておりますように、いわゆるその小さな政府路線でどんどんいきますと、やつぱりかなり大きな部分で日本の社会経済として大きな問題が出てくるのではないかとという国民の声が高まっているように思われますので、あの基本方針二〇〇六の枠組みをどういふふうに修正していくのかという議論を是非政府・与党としていただきたいと。

その中で、一方では国、地方を通じた基礎的財政収支の黒字化という目標は、これは余り先送り

すべき課題ではないと思いますので、そうなりま
す負担増を、地方税になるか国税になるかは別
として、国民に負担増をお願いするという形にな
ると思いますので、そこところは言わば政治的
な御決断であるというふうに思いますので、私は
それを非常に強く期待しておりますので、五千億
でも一兆円でも結構ですが、その方向でお願い
したい、私がむしろお願いしたいというふうに思
います。

○磯崎陽輔君 先生のお考え、よく分かりまし
た。

次に、澤井公述人にお伺いいたします。

民間委託の在り方について先ほど御指摘があ
ったと思います。私も市役所に勤務していたこと
がありまして、保育園の公設民営化なんか進めた方
なんです。そのときは正しいと思ってやっただ
けですが、最近の実態を見ると、その保育所の中
で正規雇用と非正規雇用の人の賃金の格差、そ
んなものも出ておりまして、本当にこれで良か
ったかなという私自身も正直言って反省もござい
ます。

そこで、今後、ただ民間委託というののも一つ
これは地方の行政改革の中では重要な手法なん
ですけども、今後その民間委託、どうあるべき
とお考えでしょうか。お考えをお伺いしたいと思
います。

○公述人(澤井勝彦君) 今、関西とかこの辺の
自治体でも議論しているところですけども、民
間委託の、あるいは指定管理者なんかもそう
ですけども、その政策の効果をどういうふう
に測るかという仕組みが大事だと思えますね、評価シ
ステムが。今までの民間委託とか指定管理者も
そうですし、市場化テストなどもそうですけども、
日本での、財政的効率性の評価軸が圧倒的に強
くて、そういう点では市民あるいは利用者から見た
評価軸というのは非常に希薄なんです。だから、
一方的に財政的な面からコスト削減で民間委
託して、具体的には人件費を削減する、不安定雇
用をつくってしまう。それについて、財政効率化

の面からいいますと、それについては目が行かな
いんですね。

そういう点では、利用者あるいはそこで働いて
いる人を含めまして、それについて、民間委託なり
指定管理者事業についての評価の仕方を組み立て
ていく必要があると思います。例えば、利用者
についてきちんとヒアリングして、例えば保育園で
本当にこの方でもいいのかどうか、それについての
具体的な評価システムをつくっていくかないと、つ
まり、財政効率化の評価軸と併せてサービスの水
準について評価する、その仕組みを併せてやら
ないと、ちよつとひどい状態になっているんじ
やないかと思っています。その点は全く同感です。

○磯崎陽輔君 小西公述人にもう一回お伺い
いたします。

先ほどの財政の今後の議論に期待するというこ
とを言われたわけでございますけど、この前同じ
質問を増田総務大臣にしましたんですけど、与党の中
には、もう税源移譲をやれと言つと結局地域格差
が広がるんだ、だから余りもう全国知事会も、税
源移譲、税源移譲しろと言わないで、むしろ地方
交付税の増額の方を主眼に据えた方がいいんでは
ないかという意見が与党の幹部の中にもあるん
ですが、総務大臣いかがでしょうかこの前聞いた
んです。総務大臣は、それを両方組み合わせ
て、地方交付税と自主的財源の税とをうまく組み合
わせてというふうなお答えではあったと思うん
ですが、この辺ちよつと、小西公述人どのような
考えでしょうか。

○公述人(小西砂千夫君) そうですね、地方分権
の推進ということが地方六団体を始めとする地方
関係者の言わば旗印になっていますので、地方分
権を推進していくというその旗の下で地方の力が
結集されている、その枠組みといえますか、それ
は非常に大切にしたいところがあります。

そうしますと、もう税源移譲はもうこれぐらい
でいいから交付税ちょうだいねという言い方は、
ちよつと地方分権を力強く推進していくという姿
勢に欠けるというふうに評価される懸念がありま

して、そこところは少し避けたい、どうしても
やっぱ避けたい部分だと。

そこで、私、先ほど意見の一番最後のところで
申しましたが、地方交付税と地方税の間に地方譲
与税というものがあつて、これは、今までは地
方交付税がしつかりしてましたので地方譲与税
はわき役でしたんですけど、地方交付税がこうい
う状況になってきますと地方譲与税をわき役にする
には少しもったいない。地方共有財源であるけれ
ども、偏在問題がクリアできるような仕組みとし
てあると。これに少し光を当てて、地方譲与税も
地方税に準ずるものだというふうに考えて、それ
も地方財源というよりも税源の一部だというふう
に考え方をシフトさせていくことが今後の方向性
としてはあり得るんじゃないかというふうに考え
ております。

○磯崎陽輔君 木村公述人にお伺いいたします。

今度は専門分野の方でお伺いしたいと思うん
ですけども、やはり雇用というものは本当に私
も切だと思つて。特に、地方における雇用、かな
りまだ厳しいところが多いと思います。また、賃
金も本当に上がらない状況がずっと続いておりま
して、御承知のとおり、今年は福田総理の方から
も経済団体の方に是非賃上げのできるところはし
てほしいというお願いをしたわけでありまして、
今言つた雇用と賃金、私も木村公述人おっしゃ
るように非常に大事だと思うんですが、具体的に
政府にどういふことを御期待なさつておられるの
か、ちよつとお伺いをいたしたいと思つて。

○公述人(木村幹雄君) 基本的には、特効薬とい
うようなものではないに、やはりそういう税の再
配分機能なんかを使って地方でどういふ就労支援
ができるか、そういう地方自治体の施策を支援し
ていく、そういうふうなところを支援したいとい
ふのと、あるいは、制度的にはセーフティー
ネットのきつちりした確立というところ辺がやは
り将来的に希望の持てる社会をつくっていくに
ついては必要なものだというふうなことを思つて
おりますし、そういうところら辺については、政府、

与野党問わず、きつちり日本の安全としてつく
ていただきたいというふうに思つております。

以上です。

○磯崎陽輔君 最後に、汐見公述人にお伺い
いたします。

先ほど国会の在り方についても厳しい御意見を
いただいたと思います。今後、与野党というふう
に話し合いを続け、日本の方向に向かってこの今
のねじれ現象の中で国会の審議を続けていくべき
であるとお考えか、御見識をお伺いしたいと思います。

○公述人(汐見明男君) なかなか難しいです
ね、これに言うて答えるということ。

ただ、日本は、これは民主主義の国でありま
す。何事もやっぱ話し合いをして十分議論を重ね
ながらひとつ良い方向を求めていく、それがまあ
完全でなくても、それは当然またその次に求めて
いくと、こういう姿勢で臨んでもらえば、ねじ
れであつても国民の願つている方向に行くのでは
ないかなというふうに今思つておりますし、今の
状態を見れば全くそうなんじゃないかというふう
に思つて。やはり国民の期待をしている方向に持
つていつていただきたいという感じで思つてお
ります。

○磯崎陽輔君 どうも公述人の皆さん、ありが
とうございました。

○弘友和夫君 公明党の弘友和夫でございます。
四人の公述人の皆様には、大変今日はありが
うございます。

まず、先ほど来、地方分権そしてまた地方税財
政の在り方、地方が大変ある意味財政的にも困
っているという共通したお話もございましたけれ
ども、先ほど汐見公述人のお話のように、当面の
話として、私もこの四月の四日に参議院で本会議
でやらしていただいた、二月の二十九日に衆議院
から回つてきたこの法案ですね、一か月間全く論議
がなく、そして四月四日も、この暫定税率、もう
切れたその中で審議入りをしたという状況でござ
います。

非常に、私は地方税財政の在り方、地方分権というしていくんだという論議は、これはやっていかねければいけないわけだけれども、もう目の前というよりも、既に二兆六千億のうち一兆六千億、地方、先ほど汐見公述人お話しのように、この歳入を当て込んで予算を組んでいくわけですよ。昨日も、参議院の財政金融委員会、北九州、私の北九州でだけれども、行きました。今日の新聞報道でも、北橋さんという市長は、民主党さんの出身なんですけれども、北九州百六億円、これで欠陥が生じるが、どうしてくれるんだという、そういう話でありました。

現実、地方議会、今の国会の与野党を問わず、地方議会ではもう予算が既に通っているところがほとんど、ほとんどというか全部じゃないかと思うんですけど、そうしたら、この一兆六千億にならないうことで、今四十七都道府県の三十六都道府県、公共事業等の執行停止。で、現実、福祉だとかそれから教育等にも影響が出ているというこの目の前の問題をどうすればいいのかわからないんです。

先ほど木村公述人、余り混乱は、どかが混乱しているんだというようにお話でございましたけれども、私は、本場にガソリンスタンドだって混乱していますよ、四万五千のガソリンスタンド、もう大変な赤字で売っておるわけですから。建設業、先ほど汐見公述人のお話の建設業でも、雇用の問題にしても、これは産みの苦しみというだけで済ませる問題じゃないと。

目の前に歳入欠陥があるということをどうするんだというところでございますけれども、小西公述人、それから木村公述人、汐見公述人から御意見をいただきました。

○公述人(小西砂千夫君) 今御指摘のように、国の予算が年度内に成立しなかったというところを受けて、地方、特に道路財源です。都道府県の受ける影響が大きいと。都道府県の中でいわゆる事業予算の執行を留保している団体がかなりの割合、三十から四十の間ぐらゐの団体で執行留保

になっているというふうな各種報道等にもございますので、その限りでは、どうしようか逡巡をしている、執行をこのままいいかどうかよく分からないので、ともかく今事業を国の予算がそのまま政府案のとおり成立するということを前提にしてはいけませんねというふうな受け止めているという事実がありますので、その御指摘はそのとおりであると思います。

地方としては、予算は当然年度内に成立していただいた方が有り難いというふうには思っていると思いますが、それは国会は国会としての御事情があるというところは国民としては理解できるところでありますので、ただ、地方としてはそういう状況にあるという事実はあろうかと思えます。

○公述人(木村幹雄君) 生活者の立場からいいまして、今回の問題で決して混乱はしていない、逆に喜ばしいというふうな声の方が大きいというのは労働組合の中であるわけでございまして。

ただ、言うてますように、道路関係での雇用の問題とかいうところ辺については我々のレベルで少し危惧するところあるわけですが、基本的に、先ほど磯崎先生の方からありましたように、国会運営の中でこの暫定税率というのがこんなにもろいものであったのかというところ辺を非常に驚きの目で見ておりました、我々も労働組合の機関運営、まあ小さいものではあるわけですが、十分議論尽くして、労働組合的にも数の問題で一定程度主義が通ったり通らなかつたりするわけですから、私自身はそういうことではないかも分かりませんが、リーダーシップを発揮して反対意見についても十分聞いていくというような手法は取っておるつもりでございまして、そういうところ辺が、天下国家の国会で何でこういうふうな状況に陥っているのか、非常に不思議に思っているところで

以上です。

○公述人(汐見明男君) まず、年度内に成立しなかったことについてどう思っているかとあつて、大変迷惑被っています。

あと、具体的には二つあります。

先ほども言いましたように、暫定税率、一般財源と事業に対する国庫支出金があります。暫定税率のいわゆる譲与税等の一般財源、これはどこから工面をしなければならぬ。先ほど言いましたようにこの府内の町村で影響額が大体四、五千万であります。一つで四、五千万。これはもう大変な我々から言うたら額であります。これを工面をせよといつても、今までも切るところは切る、増やすところは増やしてきた状態でありまして、もうどうしたらよいのか全く分からない状態です。ですから、先ほど言いましたように、これはきちつと保障をしてもらわなければならないという事です。

もう一つはこの事業の関係です。

私のところも小さい町でありますけれども、旧の町が合併してちょうど今年で五十年、この秋に五十周年をやるつもりでいました。今、京都府では、府道をバイパスということで整備を進めてもらつております。この秋までには開通をしていく。私のJ.R.の駅前についてはこれは町道ということで駅前整備も含めてやっていると。これもこの秋に合併を祝おうということで記念式典を予定しておりましたけれども、このままの状態ではいけな式典もやれない。大変迷惑を被っている。事業は途中で来ているわけですが、これはどうなるのか。早いこと、みんな利用したがつていくわけですね。それもめどが立たないと。大変迷惑をしているというのが率直な考えであります。

○弘友和夫君 道路の問題で、昨日もこの委員会で綾部市に伺ったんですけれども、片道一時間半です。往復三時間。途中高速もつながらない。日本海の丹後の方に行ったら片道三時間は掛かるという。先ほどお話しのようにこれをつなげるのに反対する人は私はいないんじゃないかなと思っております。

実は、日曜日にNHKのテレビを見ておりましたら、ある党の代表の方が、高速道路はつながないといけない、だけれども、地方の道路はもうほ

とんどできていくんだ、ヨーロッパよりも二・何倍、アメリカよりも三・何倍もできてもう要らないんだと、こういつたことを言つて私もびっくりしまして、今までは必要と、まあ財源はどうするかは分かりませんが、必要な道路は造るんだとこう言つておられたのが、地方道路は要らないんだと、こういうことでびっくりしまして、そういうことで果たして党全体のこれは御意見かなというように、一回これは国会の方で聞いてみたいなというふうに思つておりますけれども。

やっぱり先ほど木村公述人の、京都でも北部の方は地域間格差、雇用の問題というのは大きな問題だと。それで、昨日、綾部市は、その途中はなかつたけれども、市長さんが言うには、おかげで大阪だとかそういう高速道路が二つクロスしている、大阪から一時間半でしたかね、それで企業がたくさんいろいろ来ましたよという話をされていましたよ。

だから、やはり必要なのは必要じゃないのか、地方道路は全く必要ないみたいな話は私はほとんどない話じゃないかと思ひますけれども、短く四人の方に御意見を賜りたいと。

○団長(高嶋良充君) じゃ、澤井公述人、よろしうございませうか。

○公述人(澤井勝君) 地方道路は必要ですよ。九州東海岸なんか大変だと思ひますよ。僕も北九州におりましたから。大変ですよ。大分から先、白杵から先はほとんど通つてない。京都もそうです、京都の北部も必要です。

ただ、それと道路特定財源の議論は別なんです。それは一般財源にしても、道路を造ることに地域的な合意があればそれは優先的に造ればいいんです。それは自治の問題なんです。それと、だから道路特定財源とは結び付けないで議論した方がよろしい。じゃないと、財源があるから道路を造つたんじゃないんです。本当に道路が必要かどうかは財源の問題じゃなくて、その道路がどう地域的な住民の生活を支えるかというので住民の合意をつくつていく、それが先だと思ひます。

よ。ね。財源があるから道路を造るといふのは駄目だというのが私の意見です。

○公述人(小西砂千夫君) 今地方、知事さんの中でもほとんど道路特定財源のことについては前向き、前向きというか、それを守ってほしいという意見が多いと思いますけれども、地方の声としては財源総額が欲しいというところがありまして、道路特定財源の形で残した方が財源総額につながりやすいというふうによりよく考えておられるんじゃないかと思うんですね。国民に税負担をお願いすることが非常に難しい時代の中で目的税の方が、これが、道路を一番活用する方に御負担をお願いするというお願いの仕方が理解をしやすいくらいというところが目的税の場合に一つありますので、国民負担に応じてもらうためにはそれがベターな方法であるというふうに考えている部分があると思います。

ですから、私も再三申し上げていきますように、国民負担率が、私はもう少し引き上げるべきだというふうに思う中で、その中で、何といたいますか、特定財源の問題は改めて議論されるべきではないかというふうに考えます。

○公述人(木村幹雄君) 道路が必要か不要かというふうなことではなしに、やはり今、澤井先生がおっしゃられたように、財政的な裏付け、また地方自治、地方分権の推進の立場で今の特定財源がいかがかというふうなところ辺の問題意識は持つておるわけでございます。

私たち自身も仕事柄、京都府内、今先生おっしゃられたように、北部にもしゅちゅう行くわけでございます。何でもこんなところまで三時間掛かんねん、東京までやったら二時間ちよつとで行けるのと思ひながら車走らせておるわけでありまして、ただ、経費、収支なり経済効率からいっていかげなものであるかというところについては確かに、昨日は行かれたかどうか分かりませんが、綾部から宮津までの道路についても、我々夜走っていても、二之湯先生は御存じだと思いますが、タヌキがキツネしかおらぬような、ほんまにこれ開

通している道路かいなと思うような道路、立派な道路もできておるわけです。我々は十分活用はしておるんですが、そこら辺についてもやはり地方自治体の裁量にゆだねられる、そういうふうなところ辺が一番のベターな解決策ではないかというふうに考えています。

以上です。

○公述人(汐見明男君) 私の町の周辺、市ばかりです。西側は学研区域になっていきます。ところが、その学研区域などは人口が伸び税収も増えているわけです。同じ昔は郡内です。ですから、住民の方は行政サービスに物づく目が行きまします。ところが、私の町は人口が減り税収も減っている。もちろん、先ほど話がありました交付税も減っている。ですから、もう四苦八苦しています。

しかし、これは住民の期待にこたえなければならぬわけでありまして。そこで、企業を持つてきたい。以前から民間企業が買収していた土地があるわけです。それを開発しようとしたときに、ネックとなっているのが道路と排水です。今、京都府に道路、排水は国交省にということ、これもスタートしてもらったところなんです。これが行かなければこの開発ができない。

やはり、道路があつてこそ、そういう企業を持つてこられる、そして税収の確保につながる、そのことが行政サービスの充実になると。したがつて、道路は絶対に必要であると私は思っています。

○弘友和夫君 私どもも、一般財源化、これは福田総理自ら来年度から一般財源化という方向性も出しているわけですし、そういう中で特定財源、税率の問題もやつていこうという方向性、それはもう大方向性になっているわけですから、私も、今現実には各地方が歳入欠陥で困っているというところをどうするかということがやっぱり大事であつて、それは今からの方向性はきっちり話合ひをすればいいことだと思いますけれども、特定財源じゃなければいいという御意見も、澤井公述

人のそういう拝聴すべき御意見もある。だから、そういう議論をやはり進めていけばいいんであつて、三月三十一日ですべてなくなりまして、駄目ですよということ、大変今日もたくさんの方の議会の方も来られておりますけれども、それが目の前、困っているんだということ、ちよつと時間になりましたのでお答えもあれすけれども、という意見を述べさせていただきますので終わりたいと思います。

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

初めに、澤井公述人、小西公述人に伺います。首相が提案した道路特定財源の一般財源化について、地方はどう考えればいいのかということについて伺いたいと思います。

私は、地方にとつても、道路以外の例えば医療や教育など切実な課題にも、もちろん道路にも必要であれば回すことができる。それから、道路の中でも、今の特定財源制度の下では、国直轄事業ですとか補助事業、割と幹線的な道路造りにこの特定財源が優先して使われるような仕組みがある。そうではなくて、地方によつてはもつと身近な生活道路を優先させるべきだ、そういう判断ができるようになるんじゃないか。

増田総務大臣も、先日、私の質問に対して、歳出構造の見直しのきつかけになるだろうということとを答えられましたけれども、地方にとつて、限られた税源をどう使うかという自由度が拡大するといふ点でこの特定財源の一般財源化というのは歓迎すべきではないかと私は思うんですが、お二人の公述人、いかがでしょうか。

○公述人(澤井勝君) 先ほど申しましたように、道路特定財源の一般財源化というのは、そういう意味で本当に必要な道路は何かという議論をするいい仕組みですので、それを考えていただく。ですから、やっぱり道路造り過ぎのところもあるんです、さつきちよつと出ましたけど。農道の横に県道が新しくできたり、両方でレースしてたりして、何かレースするだけの車もなくてというのもあるんですね。そういう点では、そういう

自治体であれば、それは今まで道路に使っていた特定財源で来ていたもので一般財源化されたら、それは福祉に使つてもいいし教育に使つてもいいし、その自治体の裁量で決めていけばいいんです、そういうふうな。それは市長と議会と住民で決めていくと。

そういうふうな一般財源化というのは自治を促進する貴重な、そういう意味じゃ追加財源でありますから、歓迎しているところでです。

○公述人(小西砂千夫君) 私も、一般財源化がまづいというふうな言う財政学の研究者は多分ないというふうに思います。基本的には一般財源化をして、山下先生がおっしゃるよう自由選択することが望ましいというのが基本であると思います。

ただ、再三申し上げていきますように、地方としては、財源枠が守られるということはどうしても担保してほしい、財源が必要だといふところがあつて、この道路財源という枠組みを維持していくことの方が財源枠を守る上では戦術として、あるいは戦略として望ましいのではないかという意見があつて、今地方からの声がそういう形で出ているというところであると私は見ておりますので、その財源枠が確保されるということが地方関係者に安心されれば、基本的には一般財源の方が望ましい、将来的にはその方が望ましいというふうに考えます。

○山下芳生君 続いて、澤井、小西両公述人に伺います。

四月一日に道路特定財源、それから暫定税率の根拠法が失効いたしました、それに伴つて、今地方自治体では事業執行留保、中には道路事業だけではなくて他の普通建設事業あるいは経常的な事業、医療、福祉にまで留保せざるを得ないという影響も出ているというふう聞いております。なぜ道路特定財源の失効が他の分野の事業の留保にまでなるのか、これも増田総務大臣に質問いたしましたら、道路事業の中での公債費、借金返済の割合が非常に大きくなつてい部分があるで

あろうと。昨日、京都府に伺いまして、今朝追加資料をいただいたんですが、実は京都府の道路関係費のうち公債返還費の占める割合を見ますと、平成九年度、道路関係費が一千百九十九億円のうち公債返還費が百六十四億円、比率は一四・七％だったのが、平成十八年度、事業費が八百六十六億円に縮小する中で公債返還費が三百六十億円に膨れ上がりまして、その比率は四一・六％。こういうふうな道路事業費の中で過去の借金の返済部分が非常に膨らんできている。

なぜこんなに膨らんだのかと、これも増田総務大臣に聞きますと、増田総務大臣は岩手県知事の自らの体験も想起されながら、九〇年代、国の景気対策にお付き合いましたことが大きな原因だというふうにお述べになりました。

ですから、私はこの今の道路予算の非常に圧迫されている状況の要因は、大きく言って九〇年代の国の地方に対する景気対策の押し付けというものが、それから、今一般財源化そして暫定税率の失効ということで予算がなかなか進められないという苦境に立っているわけですが、だからといってこれを全部元の暫定税率それから特定財源制度復活というふうにしてしまうのでは同じような問題を繰り返すことになるのではないかと。

したがって、私は、今地方がやるべきは、道路も含めた事業の見直しと、それでも必要な道路もあるでしょう、そういう場合は、今の地方の財政を非常に圧迫してきた九〇年代の国から地方への公共事業の押し付けというのがありますから、不足する分は国が、特に交付税の減額ということを一時的にやったわけですから、これを復元するなどであてがうべきだと。そうしないと、今の状況をまた元どおりやるべきだというふうにするのも今の時代の流れに沿わないことになるでしょうし、いや、それはもうなくなったものではなくなくなったなりにやってくさいというのも国としては無責任だと思ふんですが、いかがでしょうか。

○公述人(澤井勝彦) 今、自治体の方では確かに困っていますよね。京都府の八幡市というところ

でやっぱり行政改革委員会というのを始めまして、第四期目かな、始めて。この間その報告を受けましたけれども、そこでも、八幡市でも譲与税も含めまして四千万円道路関係費がありますので、それについてはどうするかと言っていましたね。それぐらいの額ですと、一応財政調整基金というのがありますから、これで賄うかなというのは担当の方の議論でした。そういう意味では吸収はできないことはない。でも、府県は難しいと思いますけれども。

それともう一つ、あと事業の、今止めておる場合多いわけですが、それも一つの手で、道路って面白いのは、事業を止めてもいいんですよ。今年度十キロやるところを五キロにすればいいんですよ。そうすると、予算規模が少なくなりますので、井手町のようなところの業者は困るわけですが、そのための手だてはしなきゃいけない。ですから、自治体の財政負担は繰延べみたいな形でできますよね。ただ、その間、穴が空きますから、それをどうするかという問題があります。

比較的、何というかな、経常的な支出で支出を止められないということじゃなくて、道路建設というのはそういう意味でいうとかなり伸縮性がありますから、だから国の直轄事業も同じですよ。例えば、今年度十五キロであそこまで行くところを結局十二キロになったというところがありますね。そういうのは予算の執行がなくて財源が浮くということになります。そういう点では、困っていますけれども、どうにかならないことはないということですね。

ただ、先ほどの暫定税率の話ですけども、私は、暫定税率を下げてガソリンの消費が増えていくと思うんですね、みんな満タンにして。これはおかしいですよ。世界的にガソリンの消費を増やすような税制をやっているところはないですから。

私は、だから、暫定税率に戻すとしたら税の性格を環境税に変えるべきです。要するに、ガソリンの消費を抑えるという意味の環境税、それで

もって地球環境対策に資すると。これは、それこそ我が国の基本的な国際的な地位を確立するためにも絶対必要なことです。逆に言えば、それができないとおかしなことになる。

そういう点では、環境税というのは、そういうふうな環境に負荷がかかるものについては課税してその消費を抑えるというのが環境税の一つの性格ですね。それを明確にすべきだと思うんです。それだったら僕は今ガソリンの価格が下がってほくほくしている方も納得していただけるんじゃないかなと思うんです。その辺の環境税の議論をもうちょっとしていただきたいんですけどね。環境税としての、例えば従来の道路関係税を一般財源化したときに、一般財源としていいんですけど、それから、環境税で上がった税収は一般財源として使う。それは例えばフランスのように社会保障税にしてもいいんですけども。

ですから、そういった使途についてちゃんと議論した上で、だから環境に使わなくていいんですよ、環境を良くするための税じゃなくて、あくまでも環境税というのはそのときの消費を抑えるという意味の環境税ですから、使い方は自由に御議論さればよろしい。その辺はEU諸国の環境税はみんなそういう性格を持っていますので、その辺を含めて新しい税制の議論として考えていただきたいと思ひます。

○公述人(小西幹夫) この委員会では常に自治体間の財政力格差というところがテーマに、そこがいつも問題になっているんだろーと思ひますが、格差、特に税収に乏しい団体、あるいは交付税をたくさんもらっている団体が財政状況が厳しいのは、地方交付税が減ったということ、もちろんそれが前提なんです、過去に発行した地方債の元利償還金は容易にこれは基本的に減らせないわけですから、元利償還金が減らない中で財源が減ってきたことが格差感の原因ですね。そのそもそ論を山下先生御指摘されたわけですが、

実態としては、今どんなに行革をしても地方債の元利償還金は簡単には減らせないという中で格差

感が出てきているというところがあると思ひます。ですから、基本的に、地方財源を圧縮しますと、非常に言い方は不適切かも知れませんが、けれども、借り過ぎてしまった団体には非常に過酷な状況が生まれていると、そういう状況であると思ひます。

ただし、地方財政計画における投資的経費というのは平成でいいますと十二年辺りから相当なペースで、最初はゆっくりですがもう最近はどうん減らしてきていますし、基本方針二〇〇六では、基本的には三％程度を二〇一一年度まで、平成二十三年度まで圧縮するというものになっていきますので投資的経費は相当下がってくる。ですの、長期的に見ますと、地方債の元利償還金、特に交付税の基準財政需要額に算入されない部分は少し先に行きますとかなり下がってくる楽しみがある。そうなったときに財政状態が少し良くなる楽しみがある。

ただ、この一年、二年、平成二十年度の地方財政計画は地方債の元利償還金はむしろ増えていいますので、まだもう少しなんです。そこまではやっぱり急激な財源の圧縮は避けていただきたいと、どうも悲鳴が上がるという状況だろうと思ひます。

そこで、国の道路財源と地方の道路財源については、少し国会の先生方も表現がどうも違う。地方の方は形はともあれ財源が必要ではないかというふうにおっしゃっていただいていると思ひますけれども、それは今、山下先生御指摘されましたように、財源で道路を造っている部分もありますけれども、元利償還金に回っている部分もあるというところを御配慮いただいたことではないかと思ひますので、地方の道路財源は元利償還金に回っている点は大変重要な点であるというふうに思ひます。

○山下芳生君 続いて、汐見公述人に伺いたいと思ひます。

私も国会がしっかりと審議をする場であるべきだという意見には同感です。その上で、必要でな

道路はどこか、あるなら棚上げして必要な道路から進めればよい、大変見識のある御意見だと拝聴いたしました。同時に、それがほかの課題、高齢者の医療、どう安心していただくのかなどとも一緒にして、どの程度のこの道路については優先度が、道路だけではなく他の課題も含めてあるのかということに住民ぐるみでしっかり議論することが地方財政の現状の下では非常に重要になっている面があるのではないかと私は思うんですが、その辺り、自治体の長として大変苦悩されている面多いと思いますが、いかがでしょうか。

○公述人(汐見明男君) この教育、保健、福祉、これは長としては住民の期待にこたえるという意味では充実したいわけですね。ところが、何も空気だけではいけない、やはり金が必要と。先ほども言いましたように、そのために私は企業をいこうとで今度の四期目の公約で出して、そのためには道路なり排水、これはきちつとやっぱりやってもやらなければならぬ。そのことによつて雇用や税収が増えてくる。こういうことで、何もないところで先にそれはなかなかできないのではなかなという考えを持っております。

それから、確かにこの住民合意、言葉は一番結構な言葉なんですけれども、我々は必要な道路を計画立てて、もちろんいろんな審議会あるいは議会にかけながら進めるわけですね。これはやはり住民合意だと思っております。そういうことをしないでしているところはないと思うんです。やはりみんなこれは合意の上で推進をしているというふうに思っておりますし、今言われているように、住民のこういう要望に基づいてそれぞれが整備をしていくということは重要なことであると、私もそう思います。

○山下芳生君 続いて汐見公述人に伺いますが、建設業の役割なんです、雇用の担い手という点でも大事でしょうし、よく聞きますのは、大規模工事、大規模開発に地元の中小的建設業が下請で入る場合、かなり単価をたたかれて砂をかむような仕事にしかないんだということをよく私伺

います。そういう意味では、道路特定財源の国直轄事業などは割と大規模工事になりがちですのでそういうこともあるのかなと。少し実態を御承知でしたら伺いたい。

それから、これから道路関係でも、生活道路を含めて維持管理が大変掛かってくる時期になると思います。実は、地元の建設業者さんこそ地域のメンテナンスということについては一番能力や、常に地元にいるわけですから一番適している。災害のときにも、どこに行けば、どうやったら復旧の手伝いができるか、常に待機されているのも地元の建設業者さんだと思います。ですから、そういう道路の維持補修については地元の建設業者さんはこれから出番だと。それから、同時に、道路だけではなくて古く傷んだ学校の改修ですとか耐震化ですとか、こういう生活密着型の公共事業にとつてもやはり地元の建設業者さんの出番だと思っております。

ですから、道路だけで考えるのではなくて、そういう維持補修ですとか身近な公共事業をうんと拡大することが地元の建設業者さんの仕事を増やすということにもなるんじゃないかと思うんですが、その辺りの今実態と方向性はいかがでしょうか。

○公述人(汐見明男君) 先ほど言いましたように、私の町の業者は零細であります。大部分が下請、孫請で今までやってきたと。ただ、この間、非常に受注が少なくなった、公共事業なり民間もそうなんですけれども、仕事が減ってきたということ、物すごい低入札で落としていくと。先ほども言いましたように、井手町の業者は近畿一円に今まで下請、孫請で入っていたわけですね。ところが、今入れないんです。腕は、私は、地元のことを褒めるといふこともなんですけれども、どこにも負けない腕は業者は持たれておると思っております。しかし、その下請、孫請の価格が合わないんです。で、今はもう外へはなかなか進出できない、仕事ができないという実態であると。あと、中身の話は私していませんので、それはちょっと

分かりませんけれども。

それと、地元のいろんな、道路だけではなくに建築関係、建物関係、今でいえば、地震の方も安定期から活動期へ入ったと言われております、確かにもうそういう時期に来たと。したがって、耐震補強、診断し補強していくと、こういう仕事もあるわけですね。ただ、これも維持管理をする場合、財源が要るわけです。これが、言葉は悪いですが、けれども、ひも付き、いわゆる国や府の補助金がないかなんかですね。私のところだけでやらなければならぬ。小さな町村はそれがないんです。

先ほども言いましたように、もしこういうことで財源確保をしてもらえなければ、緊急、安心、安全でやらなければならぬ事業もあるわけですね、金は、その財源は掛からなくてもやらない、その財源も生まれない、したがって住民生活に大きな影響が出てくる、このように思っております。

○山下芳生君 ありがとうございます。

○又市征治君 社民党の又市でございます。四人の方に心から感謝申し上げます。

ただ、時間の関係で、四人の方にすべてお伺いをするというわけにまいりませんので、おわびをまず冒頭申し上げながら、私はまず澤井公述人にお伺いをしたいと思います。

地方交付税が、そしてまた地方財政計画がなぜこんなに縮小されてきたかについては、私もこれまでさんざんたどってきたところでありますけれども、もちろんこの動機は、小泉流の安上がり、中央政府にすること、つまりは地方財政への国の責任を縮小することにあつたと思つた。で、地方交付税が、五兆円削減の前提として、地方財政計画の帳じりである地方財源不足額がピーク時の十・六兆円から今年度は五・二兆円にまで抑制をされております。問題は、その手法というか、からくりが問題なんですけれども、使った手法というのは、これは澤井先生がかね御指摘され

ておりますけれども、総人件費の抑制であると同時に投資的な経費の削減ということが大きかったと思います。さらに、もう少し絞つて地方交付税の範囲というならば、基準財政需要額の恣意的な切下げがあつたと思つたけれども、ここは具体的にはなかなか見えにくい中身ですね。

そこで澤井先生にお伺いしたいんですが、この見かけの財源不足の圧縮というのはどういう要素、手法による部分が大きかったというふうにお考えになつていらっしゃるかどうかであります。そして地方がそれによつてどういう具体的施策において困難に陥つたか。それは逆に言えば、今後これを回復するために地方がどういう形で要求を出していけばいいかということにもつながるんだらうと思うんですが、その点では、先ほど澤井さんは介護保険で基準財政需要額一兆円を追加しろという、ほかのペーパーにもお書きになつておりますけれども、そんなことを含めて御説明いただければと思います。

○公述人(澤井勝君) 今言われた、交付税を削減してきたその手法というのは、基本的には基準財政需要額を圧縮してきたわけで、その中心は地方単独事業の圧縮なんです。これは、要するに従来人件費分を投資的経費である程度食べてきたということがあります。その辺の歳入歳出の調整をして、経済財政諮問会議の場で当時の片山総務大臣は最初は怒つていたわけですが、経済財政諮問会議という土俵の上で地方交付税総額の圧縮というのに合意して作業してきたということです。ですから、現在、地方単独事業というのは、決算上も二〇〇一年ぐらいから比べれば半減しているわけですね。それだけ激烈なやり方変化で、それが井手町を例えれば直撃しているわけですね。ですから、それについては、ちょっと今、小西さんもおっしゃいましたけれども、地方財政計画上の投資的経費というのはそこまで下がつていまして、その後増える要素はないわけですね。特に公共事業の圧縮というのは二〇〇六年の基本方針

にも書いてありますし、大体合意ができていますのでね、これは。それが一つ。

それからもう一つは、人件費の方は実勢に近付かながら定員削減をずっと進めてまいりまして、これが多分地方財政計画上の圧縮の幅よりも早く自治体の現場では進んでいる。現在では、自治体の現場での定員削減が先行して地財計画上の人件費、定員数が縮小するというふうな形にまで来ていると思うんですね。それが、先ほど最初のとくにも述べましたけれども、自治体現場では非常に大きな負担になってきている、あるいは公共サービスの水準の低下になっているんじゃないかなと。その辺を、だから、デタラメにはなかなか分かりますけれども、その辺をもっと議論していくべきじゃないか。ですから、僕はもう、人員削減についても限界を超えているんじゃないか、もちろん、だから、自治体というのは千八百ありますからいろいろですけれどもね。それが結局、臨時職員、非正規公務員を増やしている。それについて言うと、やっぱり正規公務員だけ生き残る形になっているんですね。正規公務員の方は、二〇〇七年問題があって、団塊の世代が退職する中でうまい具合に定員削減できているわけです。退職不補充ということですね。大体数人しか雇わないとか。それで一体仕事ができるんですかね。そういうような見方が必要だと思うんです。

その点では、交付税総額について、つまり新しい需要を繰り込んでこなかったというのが問題、削るばかりで。ですから、そういう意味では、新しい需要で、新しい需要額はきちんと積み上げていくというのを地方六団体の方もやってもらいたい。ですから、二兆円減ったから二兆円増やすんじゃないで、中身を、新しいもの、新しい分野、行政は変わってきていますから、法律も新しくできていますからね、新しい法律によってどんな需要ができていて、どんな例えば職員数が必要になっているかと、そういう議論をもっと詰めていただいて、そうすると交付税総額が増えていく

ことについても国民的な合意が得られるんじゃないでしょうか。

二〇〇〇年以降、物すごく変わったと思うんですよ、自治体行政は。一方で投資的経費が減っていますから、その辺のすき間が出てくる可能性もあるんです。その辺の需要額の新しい需要構造を、特に経常経費系統、これをきちんと入れていかないと自治体の負担、大体みんな業務をやっていますからね、業務というのは、要するに、特に町村なんかもう大変です、三つも四つも五つも六つもやっていますから。目が回ると言っています、仕事はできないですよ、そんなのは。こなしは。住民の方も職員減つたらいいなと思つていますが、限界を超えたら住民の方の反乱が起きま

すよ、今度は。その辺で、きちんと需要額の構造を変える、特に経常経費系統で、投資的経費はそういうふうになんか減らしていいわけですから、経常経費を重点にしたい需要額の方の議論をお願いしたいというふうに思います。

○又市征治君 ありがとうございます。

引き続きですが、今おっしゃったのは、本来は自治体の予算を積み上げて中立的にまとめるべき地財計画が逆に締め付けのフレームに使われてきたというふうに、そんなふうに今私は受け止めるわけですが。

私も、地方の疲弊に歯止めを掛けるには、行政水準の回復、引上げ、それを反映する需要額算定の引上げが何と必要だと。そういう意味でいうならば、地財計画をまさに五か年計画ぐらいで計画的に増額、回復すべきではないかと、こう思っているわけですが。

そこで、今の問いとも重複するかもしれませんが、澤井さんは、基準財政需要額の構造を四分野中心に組み直すという、こういうことを提唱されていますけれども、その点についてもう少し詳しくお聞かせをいただければと思います。

○公述人(澤井勝君) 福祉と教育と環境と、あと

町づくりという四分野に集中して組み立て直したかどうか。

福祉というのは、先ほど申しました介護保険崩壊状況。やっぱり基本的に言えば人件費の問題。人件費と言え報酬の問題ですね。介護報酬の地方負担分、これをきちんと入れるべきだと。

例えば、介護報酬と言え、今ケアスタッフの給与、大体五年とか十年勤めても十八万とか二十万ですからね。これを例えば五万引き上げるとい場合、市町村負担分はどのぐらいになるのか、そういう計算をして、例えば三十万人のケアラーの給料を五万円上げる場合にどのぐらい金掛かるか。その場合、介護保険の場合でしたら、公費の負担の方が二分の一で、それを更に二分の一と、一二・五、一二・五というふうに国と市町村、県が分けていますから、その市町村分の、それから県の分の負担分をどういうふうに需要額に組み込むかという議論が必要だと思うんです。

それから、教育もそうですね。今度の大阪府の改革で橋下さんは、これPT案ですけども、三十五人学級を進めてきたんですけども、それを中止して元に戻すように言っていますが、そうじゃないんですかね。もちろん大阪府の財政状況は分かりませんが、でも、それでいいんでしょうか。地域の教育を、やっぱり三十五人学級、実際には三十人学級もあると思うんですが、それを進めていくための財源はきちんと保障しなきゃいけない、例えば、ということ、これから国の将来というのはやっぱり教育だと思つていただきたいなと思つています。

それからあと、環境対策もありますね。地球環境対策で新しいことが増えてきます。それについての政策も必要でしょうということですね。

それからもう一つ、ちょっと付け加えますと、今、それが今アウトソーシングで民間委託で自治体の本来業務を含めて出していますけれども、それで本当にいいのかという議論、先ほど御質問

あったんですけども、行政責任の明確化というのをもうとっさり出したい。

例えば、一昨年、ふじみ野市ですか、埼玉県のふじみ野市で市立の公営プールで二年生の女の子が吸い込み口に吸い込まれて亡くなった事件がありました。これは、この市公営プールは指定管理者なんですね。ところが、その指定管理者は市との契約に違反して下請使っていたんですね、丸投げしていた。そこで刑事責任が問われまして、一体その下請なのか、責任があるのは、実際に管理しているのか、それが指定管理者なのかと。じゃ、行政はどうなのかと、これは教育委員会ですけれども。まだ裁判が始まったところですけれども、最終的、埼玉地検は結局、教育委員会の課長と係長を起訴しました。

ですから、指定管理者において丸投げしたような状況になっていますが、行政責任は免れない。というかむしろそこが中心になる。指定管理者にして業者に任せたままで、それを見にも行っていないかというところで、起訴されています。もちろん、裁判はまだ分かりませんよ。分かりませんが、そういう意味での民間委託や指定管理にした場合でも行政責任をもっと明確にすべきで、その場合の仕事の在り方というのは、今のよう窓口に嘱託の職員がいる状況ではできませんよ、それは。そういう意味での行政責任の明確化というのを改めて、特に、まだ多分市場化なんかも進むでしょうから、逆に言うとそれを管理する、あるいはそれを評価する行政責任はもっと明確にするべきだということに思います。

○又市征治君 どうもありがとうございます。

それでは、木村公述人にお伺いをしたいと思います。今日、低賃金で身分も不安定な非正規労働者と言われる人々が全勤労働者の三分の一、一千七百四十万人を超える、こういう事態になって、先ほども木村さんもおっしゃいましたけれども、自治体職場でさえも職場によっては半数を超えるところも出てきている。異常な労働情勢だと思つてす

ね。これ、国際的に見ますと、OECD加盟国の中で日本と韓国だけですね、こんなような事態は。もうひどい状態なんです。

私たち社民党としては、市場経済万能論に基づく労働分野の規制緩和というのは、行く行くは憲法二十五条に保障された健康で文化的な最低限度の生活というこの基準さえも壊してしまうし、健全な社会の持続的発展を阻害をする、こんなことをずっと申し上げて反対をしてきたんですが、残念ながらここまで来てしまった。つまりは、構造改革、規制緩和と、大合唱の中でここまで来てしまったということだと思ふんです。

そこで、今私たちは、野党は可能な限り協力を求めて、派遣労働法の改正であるとか、あるいは最低賃金は時給千円以上に何としても早くしよう、こういうことを求めておりますけれども、先ほどもお話が若干ございましたが、京都あるいはこの関西地区における労働現場の状況なり、また連合として今申し上げたようなことについてどのようなお取り組みなさっているか。あるいは、もう少し、もっと政治はこういう点をしっかりやってくれよと、さつきから道路ばかり出ていますけれども、もちろん道路も大事で後でやりますけれども、ちよつとそこらのところを木村さんのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○公述人(木村幹雄君) 確かに今の労働現場、非常に厳しいといひますか、もう我々が勤めたところからは考えられないような形で下請、派遣、有期雇用というのが、もう多様な労働者が入ってきておるといふのが現実でありまして、公務職場も決して例外ではないといふのが現実でございます。

今、澤井先生の方からもありましたように、様々な新しい課題も生まれてきておりまして、我々自身、同一価値労働同一賃金といふところ辺を基本ベースにしながら、こうした非正規の問題についてもきっちり解決、取組を進めていきたいといふふうに考えております。

平成二十年四月二十四日印刷

ター、これ中央で立ち上げましたし、今後は地方連合においてもそうしたセンターを立ち上げていくということが課題でありまして、連合京都でも今検討中でございます。今春闘におきましても、連合京都傘下の組合におきましても、非正規の賃金引上げなど労働条件の改善を勝ち取ったところもございました。そういうような中で、これから非正規の取組、労働組合の重要な課題として取り組んでいきたい。我々としては、今はまだ月に一度、連合の日というのを設定いたしまして、市民への街頭での訴えも行つてきておるところでございます。まずは、そういう非正規の組織化ということ、大きな課題としてこれから取り組んでいきたいといふふうに思っております。

あと、又市先生の方からそうした最低賃金制の問題等々もあつたわけでございますが、我々からいたしまして、政治に対して要望といひますか、何を求められるかといふことでございまして、やはり今の社会の中で将来に対する希望もなくなつていふようなところが多く見られるわけでございます。

先ほども言いました雇用確保など、セーフティネット社会のセーフティネットといふものをきっちり確立していただきたい。安心、安全で希望の持てる社会をつくつていこうといふところら辺での取組を共に進めていただきたいといふふうに思っておりますし、そのためにはやはり最賃も含めて、自治体等におけます公契約条例、そういう制度促進について積極的な御支援をお願いいたしたいといふふうに思っています。その公契約条例の中には賃金面も入れて、不当な派遣なりそういうことが起こらないような監視もお願いしたいといふふうに思ひますし、最低賃金制度についてはきっちり堅持していただきたい。今先生がおつしやつていただいたような千円といふところ辺はやはり一つの大きなポイントではないかといふふうに思っています。

あと、中央で合意いただきました、政労使で合意いただきましたワーク・ライフ・バランスについて、

平成二十年四月二十五日発行

いても、これからの社会の建設に非常に資するものであり、避けて通れない問題だということも含めて御協力、今後ともよろしくお願いしたいと思つています。

以上でございます。

○又市征治君 先ほど公述人の中からも、あるいはこちら側、委員の中からも今の道路特定財源問題で話合いがなされていまいというふうな話がございました。これ、せつかくこだけ傍聴の方もおいでありますから、ちよつとやつぱり事実申し上げておきたいと思ふんですが。

私たちは、どうだろうと国会といふところは議論をする場でありまして、当然のこと話合い第一といふことで私たちが求めてまいりましたが、事実経過で言うならば、皆さん御案内のとおり、三月の二十七日に福田さんが初めて道路の来年度からの一般財源化といふ問題をおつしやつた。それまでは今までもどりの政府の案、十年五十九兆円の計画、そして今の特定財源全部そのまま維持、こつこつおつしやつておつたわけで、これは話合いにならない。こういうことになつて、昨日ようやく六党幹事長同士によつて初めて話合いやりましよう。ここに今日の混乱、沙見町長もおつしやつておる、こういう意味では大変迷惑だとおつしやつておる、こういう事実経過、これはやつぱり政権の側に変な大きな責任がありますよ。その点は、話合いはしないとか審議がしてないとかではなくて、そうした土俵、この三月三十一日で切れるといふ状況があつたわけですから、そのことをやはり是非御理解をいただいておりますかといふ思ふんですが。

さて、そんなこと言つたら聞くことがなくなつてしまひますから、木村さんに。

先ほども、木村さんの方からは、連合の中やあるいはその周りでは、いや有り難いなという声の方が多いと、こういうことで迷惑というそんな声は余りありませんよといふお話でありましたが、問題は道路関係の諸税、ガソリンだけじゃないでございます。六税に暫定税率などというのがある

わけでありまして、こうした道路関係諸税をこれまでどおり道路造りに使つていくのかどうか。やはり、もう結論出たような話なんです、社会保険や福祉や、あるいは教育や環境やという様々な分野にもっと自主的に自治体が使えようというべきだといふことが基本なんだと思ふんですが、その点について、木村さんの周りの連合なんかの中ではどんな御議論があるか、あるいはお考えはどうかといふことを最後に聞きまして、終わりたいと思ひます。

○公述人(木村幹雄君) それぞれの自治体、今京都府内で二十幾つということになつておりますが、で首長がおられ、議会も持つておるわけでございます。それぞれが執行権があるというその中で、やはり大事な税については優先順位を付けてそれぞれが判断してやつていかれたらいいという、それは地方分権の基本だといふふうに思つています。

そういう意味から、道路が駄目だということじゃなしに、道路が優先されるべきであればその地域では道路が優先される、そういうような施策が首長の下、議会の合意の中で積極的に取り組まれる、そういうようなところら辺での税の使い方ということがベストだといふふうに考えております。

以上でございます。

○団長(高嶋良充君) 以上で公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人の方々に一言御礼を申し上げたいと思ひます。

皆様には、長時間にわたりまして有益な御意見を述べいただきましたこと、誠にありがとうございます。拝聴いたしました御意見は本委員会の審査に十分反映してまいりたいといふふうに存じております。本委員会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。以上をもちまして参議院総務委員会京都地方公聴会を閉会いたします。

(午後零時十二分開会)

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F